

閲覧用

第4次日野市農業振興計画

・前期アクションプラン

—みんなの個性が輝く次世代の農業へ—

（素案）

*R5.11 時点で確定していない数字については、空欄になっています。

令和6年(2024年) 月

日野市

< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨	
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定にあたって実施した調査	3
第2章 日野の農業の現状と課題	
1. 日野市の概要	5
2. 社会を取り巻く変化	6
3. 日野の農業の現状	7
4. JA 東京みなみ、日野市農業委員会、日野市の取組みの状況	21
5. 日野の農業の課題	23
第3章 日野の農業の振興目標に向けた3本の柱と施策方向	
1. 日野の農業の振興目標	28
2. 10年後の日野の農業の姿	28
3. 日野の農業の振興施策の3本の柱	31
第4章 振興目標の実現に向けて【前期アクションプラン】	
1. 日野らしい農業経営	32
2. 市民の暮らしとつながる農業	36
3. 持続的な地域循環	42
第5章 振興体制と役割	
1. 計画の推進体制	48

< 資料編 >

資料1	日野市農業基本条例	資-1
資料2	日野市農業経営基盤強化促進基本構想	資-5
資料3	第4次日野市農業振興計画策定委員会開催経過	資-16
資料4	第4次日野市農業振興計画策定委員会委員名簿	資-17
資料5	日野市農業懇談会 第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン検証の結果報告および (仮称)第4次日野市農業振興計画策定にむけた提言	資-18
資料6	市内の直売・即売店舗一覧	資-30
資料7	日野市で生産される主な農産物	資-31
資料8	用語解説	資-33

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

日野市は、農業を永続的に継続し、農地を次世代につなぐため、農業施策の基本を定めた「日野市農業基本条例」を平成10年に制定し、条例に基づいた農業振興計画である「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン」を平成26年に策定しました。また、計画に基づき、都や東京南農業協同組合(以下、「JA東京みなみ」と記載)等と連携し、農業の情報発信拠点「七ツ塚ファーマーズセンター」の整備や、市立の全小中学校の給食における地元農産物利用推進、認定農業者制度、援農市民養成講座「農の学校」の運営など、さまざまな農業振興事業を実施してきました。

しかしながら、この間、相続税の問題や宅地化による農地・農家数の減少が進み、農産物価格の低迷、農業者の高齢化の進行・後継者不足に加え、ウクライナ危機や為替変動、原油高といった社会情勢を受けた農業生産資材の価格高騰などにより、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

その一方で、平成27年に施行された都市農業振興基本法をはじめとする都市農業振興に関する制度改正が行われ、都市農業が継続できる環境が整いつつあります。また、コロナ禍をきっかけとした市民の価値観の変化により、新たに農業に関心を持つ市民も増え、日野の農業が持つ可能性や潜在力のさらなる発揮が求められています。日野市が令和5年に実施したアンケートでは、92.1%の市民が「日野市に農地を残したい」と回答しており、日野市において農業の大切さへの理解が深まっています。

このような現状を踏まえ、将来を見据えた実効性のある農業経営への支援や市民への理解促進、農地保全につながる施策が必要となっていることから、今後10年間の新たな計画「第4次日野市農業振興計画・アクションプラン(以下、「第4次日野市農業振興計画」という。)を策定することとしました。

〈 日野地域未来ビジョン2030 〉

日野地域未来ビジョンにおいて示されているように、今日のような時代の転換期においては、状況や課題の移り変わりが早く、明確な将来像を描き切ることが困難になっています。絶えず状況が変化することを前提に、小さく進み、状況に応じて作り変えていくことで、複雑で困難なさまざまな課題にも対応していくことが求められています。そのためには、確固たる正解が見えない中でも、自ら考え、道を見つけて歩もうとすることや、変化や脅威、社会の要請に応じてしなやかに対応していく必要があります。日野に住む人々、日野に関わる様々な人々が豊かに生きる上で、どのようなふるまいをしていくことが望ましいかを共に考え、共に創ることを大切に、様々な主体と連携し施策を実施していきます。

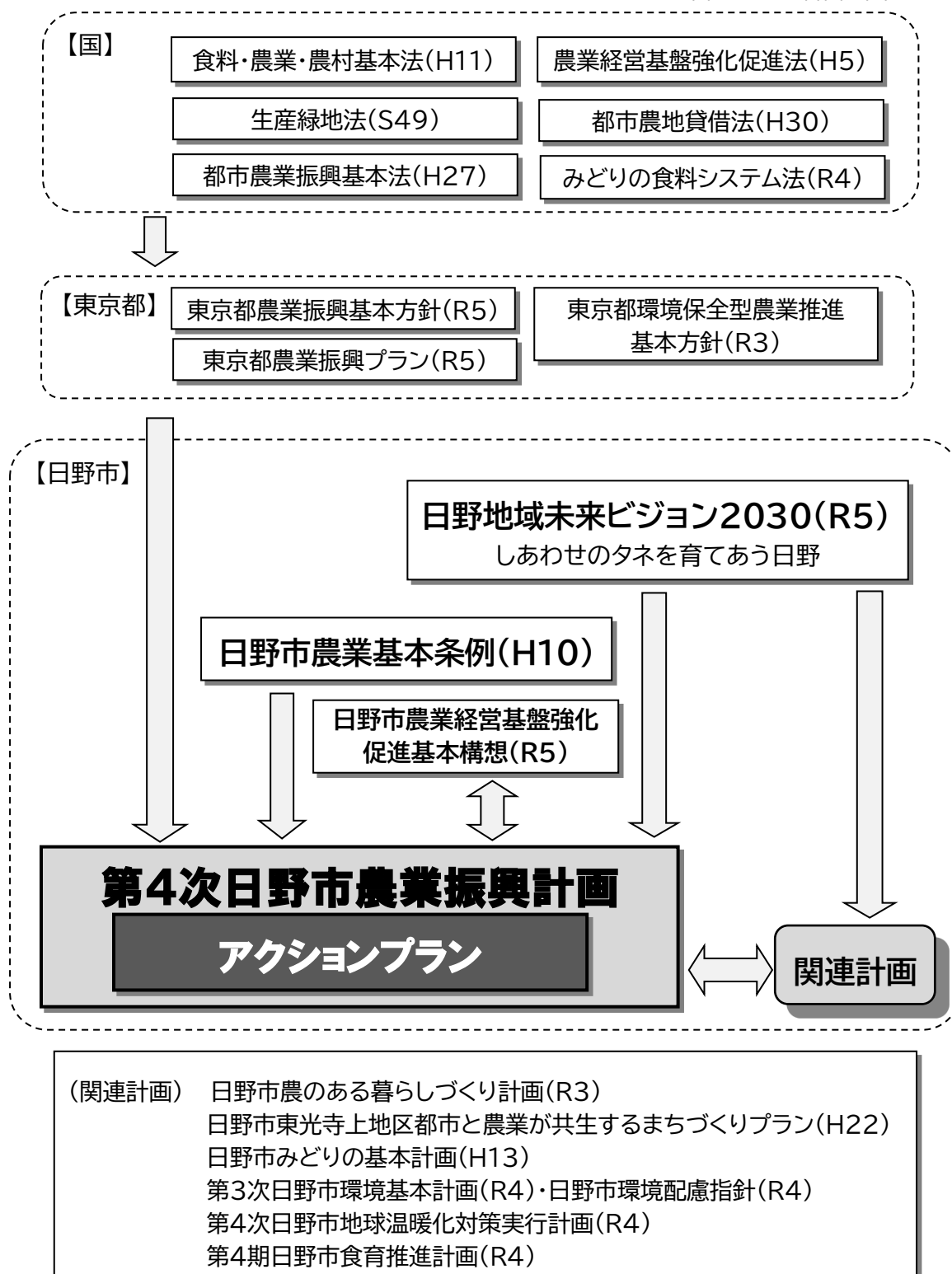
〈 日野地域未来ビジョン2030による行動指針 〉

- ① 未知をおもしろがる
- ② ごちゃまぜの場を増やす
- ③ 自分たちでつくる
- ④ 次の世代につなげる
- ⑤ 自分らしく働き続けられる

2. 計画の位置づけ

第4次日野市農業振興計画は、日野地域未来ビジョン2030が示す施策の総合的な方針のもと、「日野市農業基本条例」に基づく農業振興計画として、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、日野市が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すものです。また、都市農業振興基本法における、地方自治体の地方計画を兼ねるものです。

図1-2-1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

第4次日野市農業振興計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

4. 計画策定にあたって実施した調査

第4次日野市農業振興計画の策定にあたって、農業者及び市民に対して、現状や今後のニーズを把握するための調査を行っています。

認定農業者ヒアリング	
調査目的	認定農業者の経営実態の詳細や今後の農業経営への意向及び規模拡大・設備導入の意向を把握する
実施時期	令和5年7月～12月
対象者	認定農業者52人・認定新規就農者2人・広域認定農業者1人
回答者数	55人
調査方法	対面でのヒアリング
調査内容	農業経営の実態、出荷状況、農業経営計画、農業支援ニーズ ほか

農業者アンケート	
調査目的	農業経営の実態や農業支援ニーズを把握する
実施時期	令和5年4月
対象者	販売農家128人
回答者数	79人(回答率61.7%)
調査方法	郵送またはインターネット上での回答
調査内容	農業経営の実態、援農ボランティア等農業支援ニーズ、生産緑地・特定生産緑地制度の利用状況、今後の農地の面積の増減見込み ほか

「第4次日野市農業振興計画」策定に向けた市民アンケート	
調査目的	市民の農業に対する意識や考え、消費行動、農業へのニーズを把握する
実施時期	令和5年4月
対象者	18歳以上の市内在住者から無作為に抽出した1,000人
回答者数	354人(回答率35.4%)
調査方法	郵送またはインターネット上での回答
調査内容	日野市の農地についての考え、農地に期待すること、有機農産物への意識、農業体験のニーズ、援農ボランティアへの参加意向 ほか

市民農園利用者アンケート	
調査目的	農園使用者の使用実態や市民農園のニーズを把握する
実施時期	令和4年12月～令和5年1月
対象者	市民農園利用者326人
回答者数	207人(63.5%)
調査方法	郵送またはインターネット上での回答
調査内容	市民農園使用実態、設備や講習会のニーズ、広さや金額に対する考え ほか

第2章 日野の農業の現状と課題

1. 日野市の概要

日野市の北側には多摩川、中央には浅川が流れ、浅川の南側には東西に多摩丘陵、多摩川と浅川にはさまれた部分の西側には日野台地が位置しています。このように変化に富んだ地形をしているため、湧水などの水に恵まれています。かつては、河川に沿った低地では稲作が盛んに行われ、東京都のなかでも市内に200km以上にも及び用水路を備えた有数の穀倉地帯として知られていました。昭和40年代に入り都市化が急速に進み、農地が次々と住宅地へと変わり、現在のようなまちの姿となりました。

日野市では、平成10年に「農業基本条例」を制定しました。その中では、市民・農業者・市それぞれの責務を明確にし、協力・連携しながら農業を「永続的に育成していく」ことを掲げています。また、条例に基づき、平成26年度から令和5年度を計画期間とする「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン」を策定し、様々な農業振興事業を実施してきました。

表 2-1-1 日野市の位置

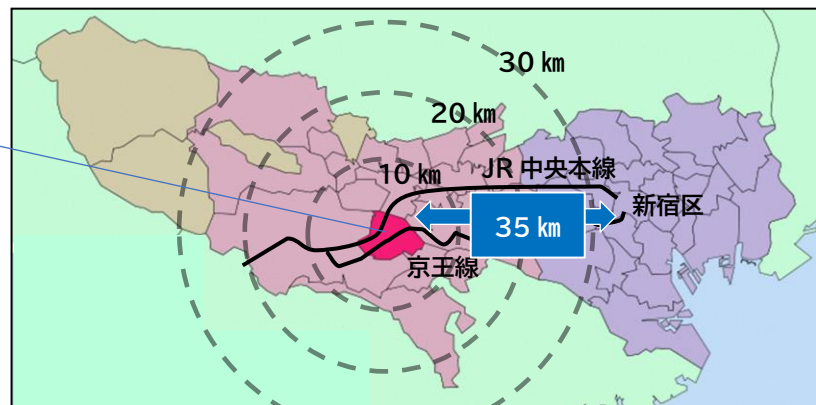
日野市

面積 27.55km²

人口 人

世帯数 世帯

(令和6年1月1日)



日野市農業基本条例(平成10年7月1日施行)の概要

かつて豊かな農村地帯だったまちが首都圏のベッドタウンとして発展してきた一方で、農地も農家も減り続けてきました。しかしながら、近年、農業の多面的機能が評価されるとともに都市のなかの農業の必要性があらためて認識されました。条例制定当時、ウルグアイ・ラウンドの合意、農業の自由化、新食糧法の制定、農業基本法の改正など農業環境は大きな転換期を迎えていましたが、苦境に立たされるなかでも「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、農業を永続的に育成することを掲げています。

【市の責務】 将来にわたった総合的な農業振興計画を策定し、実施する

【農業者の責務】 生産活動を行うに当たって市民への新鮮で安全な農産物の供給、環境保全等に十分配慮するとともに、市と連携を取りながら農業振興計画の実現に向け、努力する

【市民の責務】 自然環境を保全し、新鮮で安全な農産物の生産を維持することができるようにし及び農業者に対し、協力する

2. 社会を取り巻く変化

(1)世界情勢の変化

近年、私たちは2つの大きな危機に直面しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により行動制限がかけられたことで、農畜産物の需要と供給が変化し、多くの農業者は、農畜産物の出荷先について悩みを抱えました。またウクライナ危機により、小麦・トウモロコシなどの肥料、火力発電に用いる天然ガスや原油などの原料の輸入に大きく影響し、価格高騰が続いています。しかしながら、農畜産物の価格への転嫁は難しく、農業経営に深刻な影響を与えています。

(2)地球の危機

地球規模での気候変動により、高温・降水量の増加・台風の頻発など環境は年々厳しさを増し、生産品目や作型の変更を余儀なくされています。

こういった状況から、国は「SDGs」の推進に留まらず「みどりの食料システム法」のもと、調達・生産・加工・流通・消費の各段階で環境負荷を軽減するための取組を始めています。

日野市では、令和4年に「日野市気候非常事態宣言」を発令し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、持続可能な未来を実現するために様々な施策を行っています。

(3)都市農業への追い風

時代の流れとともに都市農業に対する考え方は変化しています。

平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」となり、農地として安定的に継続を図り、良好な都市環境の形成に資することが求められています。

平成29年には「生産緑地法」が改正され、指定から30年を経過する生産緑地を特定生産緑地として移行できる制度が創設、生産緑地地区の指定の対象となる農地の下限面積の引き下げ、直売所が建設できるようになる等の生産緑地地区における建築規制が緩和されました。

平成30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定され、生産緑地の貸借が可能となりました。日野市では、全国で初めてとなる市街化区域内の生産緑地を借りてトマトの施設栽培を行う女性新規就農者、直後にはコメの自然栽培を行う新規就農者が相次いで誕生しました。現在、規模拡大を図る農業者(新規就農者含む)を中心に市内では19件(令和5年11月時点)の貸借が成立しており、その件数は年々増加しています。

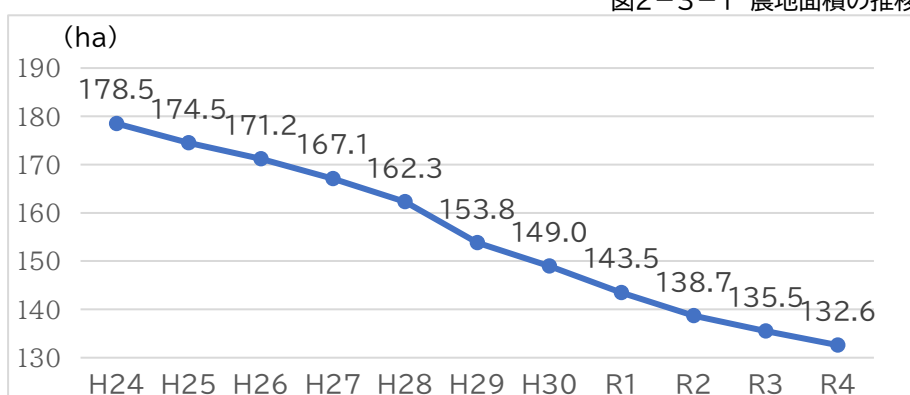
3. 日野の農業の現状

(1) 農地の現状

日野市の農地面積は、令和4年現在、133ha となっています。農地面積のうち、生産緑地(特定生産緑地を含む)面積は、令和4年度末現在、103ha となっています。「2022年問題」として、1992年(平成4年)に生産緑地法が改正されたときに指定を受けた生産緑地が、30年を経過する2022年(令和4年)に一齐に解除されることが懸念されていましたが、令和3年12月時点で89.4%が特定生産緑地に移行されました。

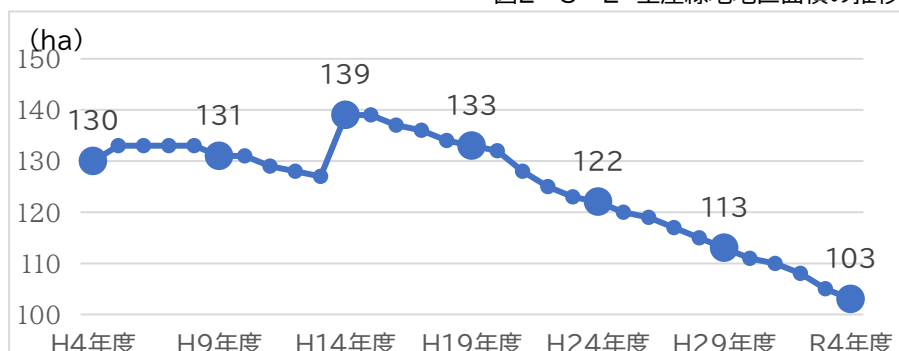
日野市は市域のほとんどが市街化区域になっており、農業振興地域に該当する区域はありません。一団の農地がまとまって存在している場所は減りつつあり、多くの農地が住宅地と隣接しているため、音やにおい、農薬散布等で周辺住民への配慮が欠かせない状況になっています。

図2-3-1 農地面積の推移



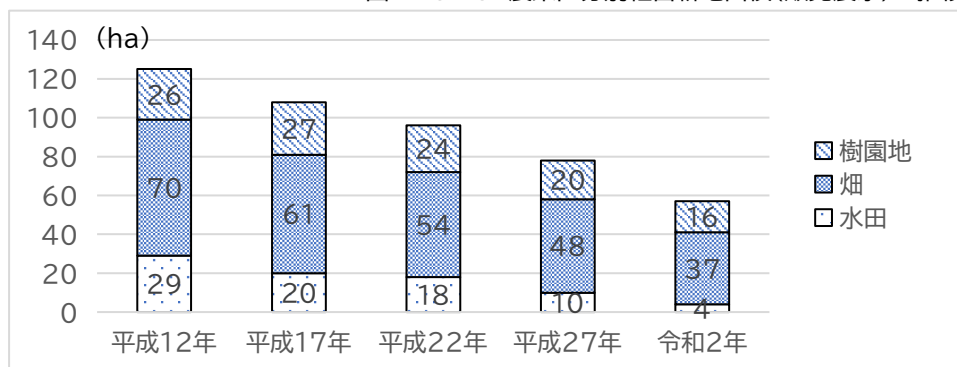
資料:東京都の地域・区市町村別農業データブック

図2-3-2 生産緑地地区面積の推移



資料:日野市都市計画課

図2-3-3 農業区分別経営耕地面積(販売農家)の推移



資料:農林業センサス(1995~2020年)

図2-3-4 日野市農地分布図(令和5年)

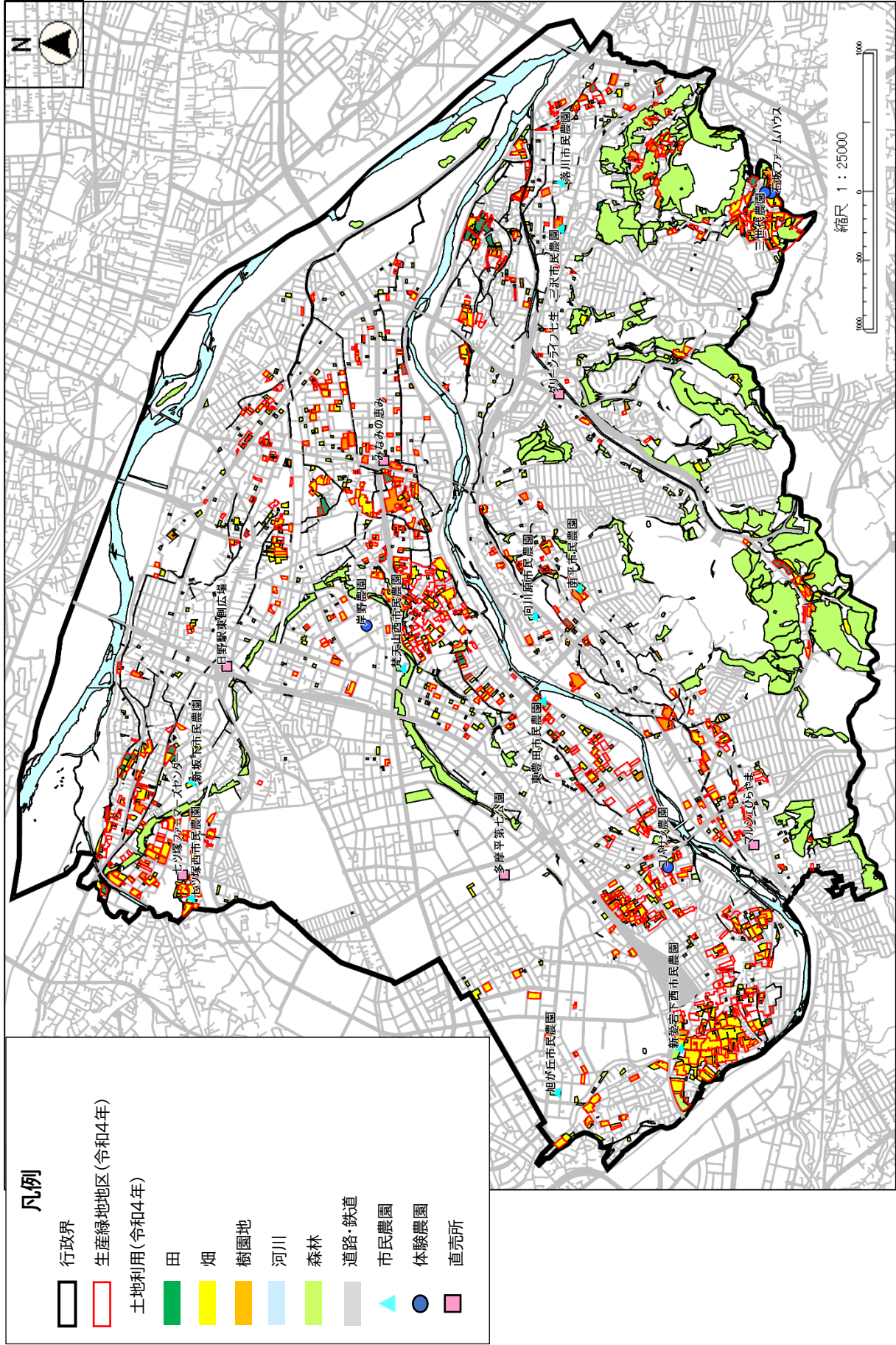
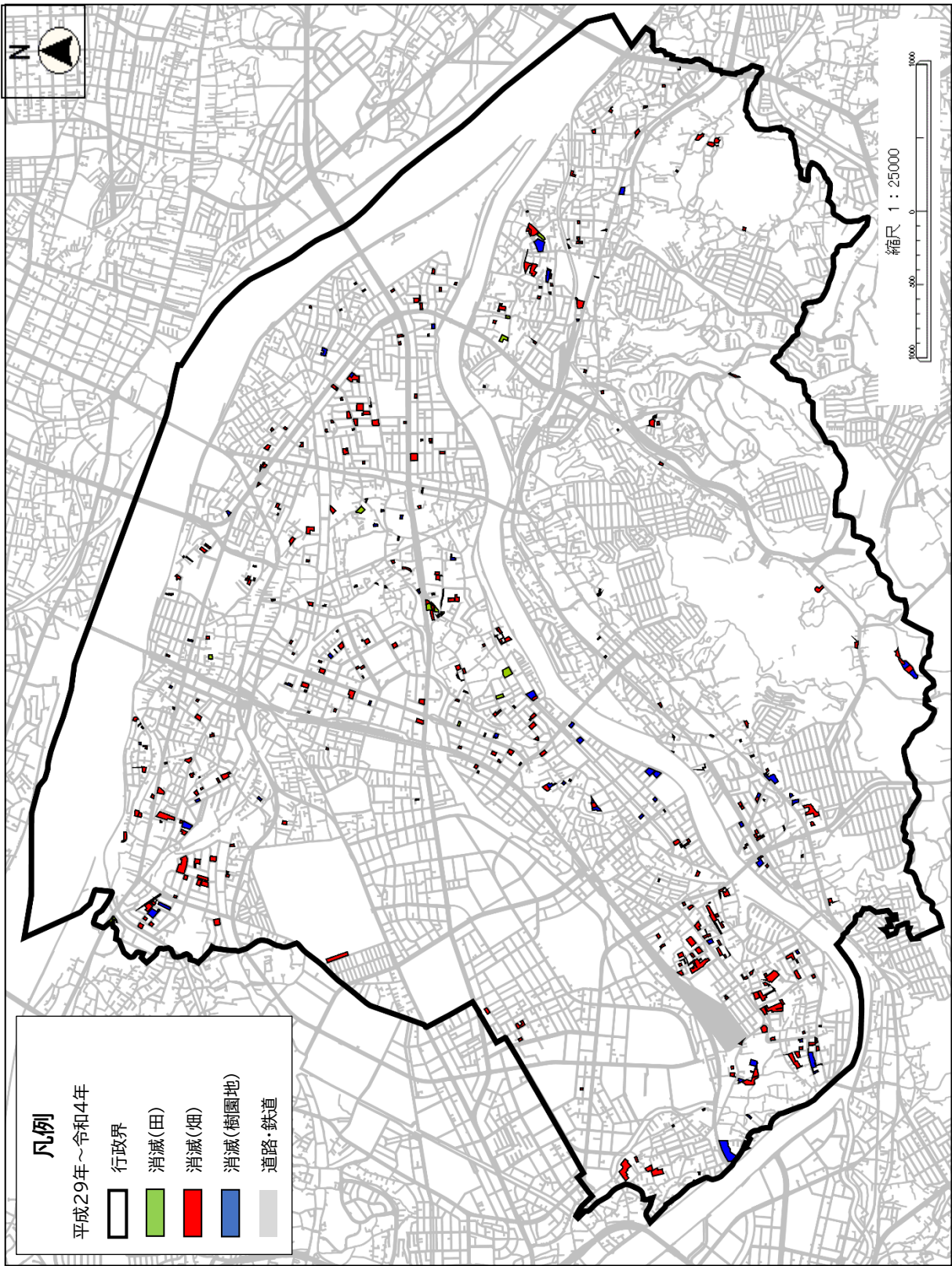


図2-3-5 日野市農地変化図(平成29年～令和5年)



資料:日野市都市農業振興課

(2) 水路の現状

かつて、東京の穀倉地帯と呼ばれた日野市には、江戸時代に多摩川・浅川から引かれた農業用水路の延長が昭和 55 年には 200 km 以上ありましたが、宅地化が進み現在は 116km となっています。これらの農業用水路は、用水組合や農業者によって管理されてきました。しかし、担い手不足や高齢化によって、維持管理が困難となる箇所が増えており、援農ボランティアの活動の1つとして、用水路の清掃活動に協力しています。また、日野市では、恵まれた水環境を次世代に伝えるため、用水守や自治会と一緒に浅川や用水の一斉清掃・維持作業に加え、清流ニュース発行、ガイドツアー実施や八王子市と連携して写真コンクールを開催して水辺の魅力発信のための広報活動を行っています。

●用水守制度とは

市内の用水路、河川、湧水地について、登録されたボランティアが市と連携・協働により水辺の維持管理活動を行う制度です。あらかじめ活動範囲を決めてもらい、清掃・保全・緑化等を行う制度として平成 14 年度より実施しています。登録資格は、個人・自治会・市民団体等です。また年一回を目途に用水守懇談会を開催し意見交換を行っています。

令和5年4月1月現在、16 団体、263 人が登録しています。

用水守懇談会の様子



よそう森公園で遊ぶ子どもたち



用水路清掃の様子



資料：日野市緑と清流課

(3) 里山保全の現状

市民や農家の緑地保全への意向が強く、相続に伴い手放さざるを得なくなった緑地を良好な状態で維持する方策について、市と市民団体が協議を重ねました。その結果、百草・倉沢地区では、平成16年3月に行政と市民が知恵と力を出し合い、対等な関係のもとで維持・管理を進める「パートナーシップ協定」を締結し、緑地を保全する新たな取り組みが始まりました。現在は「倉沢里山を愛する会」「石坂ファームハウス」及び「真堂が谷戸蛸の会」「谷仲山緑地を守る会」と協定が締結されており、諸力融合で里山の保全を実施しています。また、雑木林ボランティア講座を開催して保全活動の担い手を育成しています。



写真：倉沢里山を愛する会と市の協働での保全作業（提供）倉沢里山を愛する会

(4) 農業経営の現状

令和2年現在の総農家戸数は273戸で、毎年4～10戸程度減少しています。

年齢階層別農業従事者数をみると、60歳以上が半数以上を占めており、農業従事者の高齢化がさらに進んでいることがわかります。

また、経営耕地面積の規模別の販売農家数をみると、全体的に農家が減少しているのに対して、0.3ha未滿を耕作する農家のみ増えていることから、一人当たりの耕地面積が大幅に減少していることがわかります。

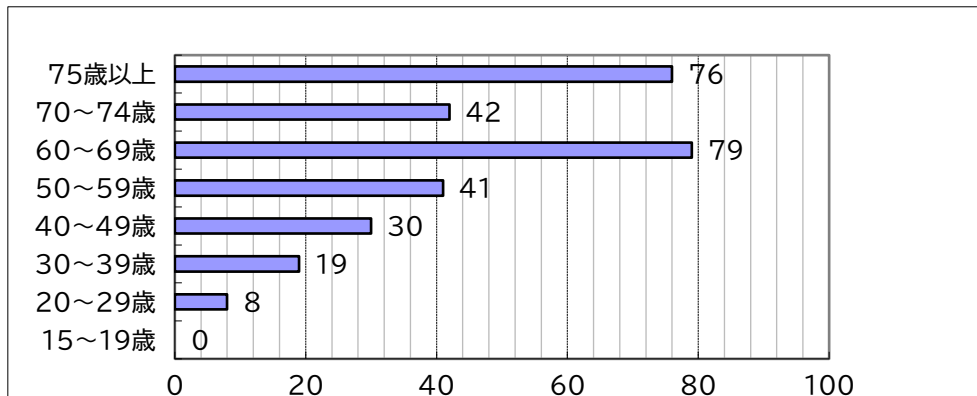
表 2-3-2 農家戸数の推移 単位:戸

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数	391	371	348	301	273
販売農家数	217	194	169	150	120

資料:農林業センサス(2000年～2020年)

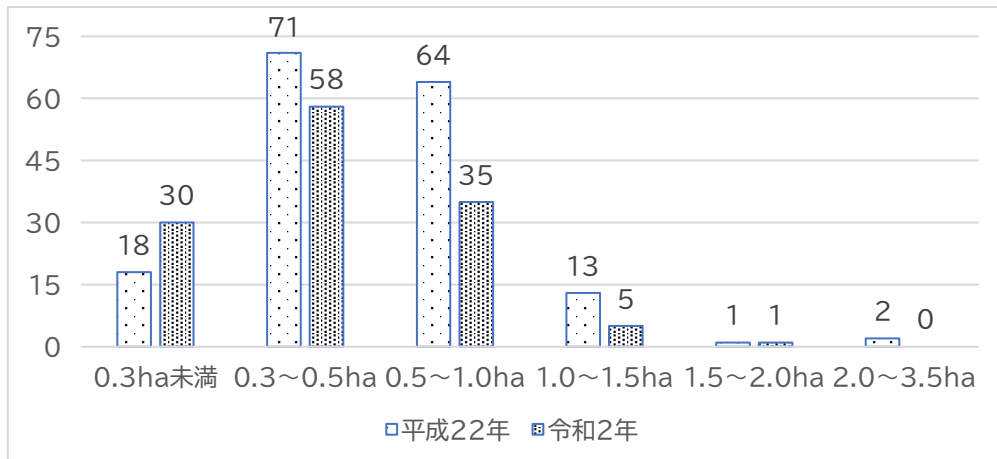
注:「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

図 2-3-6 年齢階層別農業従事者数 単位:人



資料:農林業センサス(2020年)

図 2-3-7 経営耕地面積の規模別の販売農家数 単位:経営体



資料:農林業センサス(2010・2020年)

①認定農業者・認定新規就農者

日野市では、第2次日野市農業振興計画・アクションプランを策定した平成16年度から認定農業者制度を、令和元年度からは認定新規就農者制度を導入しています。

市内の認定農業者は52名、認定新規就農者は2名(令和5年3月31日時点)となっています。

認定農業者は、庭先販売や市内共同直売所をはじめ、学校給食に積極的に出荷しています。生産者と消費者がとても近い「都市農業」の特徴を活かした販売方法です。

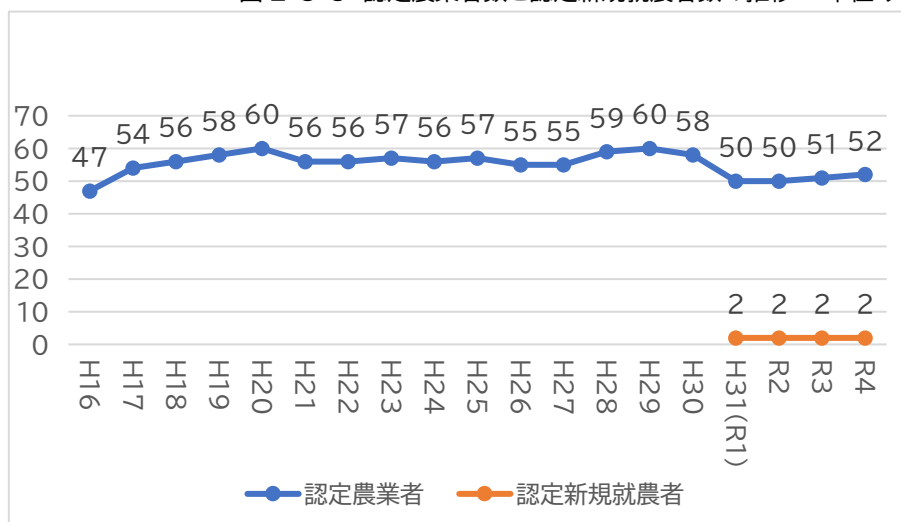
●認定農業者

農業者が、農業経営の改善を図るため5年間の「農業経営改善計画」を作成し、これを市の基本構想(農業所得:300万円以上・年間労働時間:1,800時間・地産地消・環境保全型農業経営の実施など)に照らし、市が認定する制度

●認定新規就農者

新規就農者が、新たに農業経営を始めるにあたり5年間の「青年等就農計画」を作成し、これを市の基本構想(農業所得:300万円以上・年間労働時間:1,800時間・地産地消・環境保全型農業経営の実施など)に照らし、市が認定する制度

図 2-3-8 認定農業者数と認定新規就農者数の推移 単位:人



資料:日野市都市農業振興課

②若手農業者

家業として農業を継ぐ「親元就農者」は1～2年に1人のペースで誕生し続けていますが、農地や資金を独自に準備し新たに農業を始める「新規就農者」は令和元年度からの5年間で3人となり、徐々にその数を増やしています。また、新規就農者の中には経営を法人化しスタッフを雇用、子ども達を対象とした体験イベントの企画など、経営にも個性があります。

さらに、令和2年11月には市内の親元就農者と新規就農者が集まってできた若手農業者の会「HINO BLUE FARMERS CLUB」が設立されました。若手農業者同士の交流や意見交換、圃場研修などをはじめ、市内で開催されるイベントへの即売会の開催や、スーパーへの共同出荷も行っています。今後の「HINO BLUE FARMERS CLUB」の活躍に期待がかかります。



のぼり旗



即売会の様子

③女性農業者

女性農業者の会「みちくさ会」では、会員が栽培したルバーブを原料とした「ルバーブジャム」の販売を行っています。平成24年から販売開始したルバーブジャムは、令和3年にパッケージをリニューアルし市内外のイベントへ出荷するなど、活動の幅を広げています。



活動の様子



みちくさ会ロゴマーク



ルバーブ

これまでの農業では、男性は農作業、女性は家事や育児の担当が当たり前で、経営のサポート的存在でした。しかし、今では経営の中心を担う女性農業者が増えています。市民を対象とした体験農園の運営や、地域全体での農業イベントの企画、SNSを活用した摘み取り園の集客など、様々な方法で経営をしています。

また、農業経営を担っている世帯員相互のルールを取り決める「家族経営協定」を結び家族間での経営の役割を明確にすることで、主体性と責任感を持って経営に取り組んでいる女性農業者が増えています。

(5) 農業生産の現状

市内では主に野菜を生産していますが、果樹、養鶏、酪農、花き・花木等も生産されています。

表2-3-3 作付け延べ面積(令和4年)

	野菜	果樹	稲・麦類	豆類	そば・雑穀類	工芸農作物	花き	植木	緑肥作物	合計
作付け延べ面積(ha)										

注:果樹・花き・植木・グラウンドカバー類は、ほ場面積を示す

表示単位に満たないものは「0」で表記しているため、合計が合わない。

資料:令和4年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック((一社)東京都農業会議)

表2-3-4 作付け延べ面積(令和4年)

	野菜	果樹	稲・麦類	豆類	そば・雑穀類	工芸農作物	花き	合計
農業産出額(千万円)								

注:植木・緑肥作物を除く

表示単位に満たないものは「0」で表記しているため、合計が合わない。

資料:令和4年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック((一社)東京都農業会議)

表2-3-5 農業産出額順位(令和4年)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
品目	梨	トマト	ブルーベリー	なす	ぶどう
構成比					

注:グラウンドカバー類を除く

資料:令和4年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック((一社)東京都農業会議)

① 野菜類

市内全域を通じて野菜類が生産され、共同直売所、庭先販売等での販売を目的とした少量多品目の生産形態が日野市の農業の特徴です。また、学校給食へ積極的に出荷し、地産地消が進んでいます。

日野市はトマトの生産が盛んで、東京都内では八王子市、町田市に続いて収穫量が多い自治体となっています。トマトの生産は平成21年度から、樽栽培(=養液栽培)と呼ばれる栽培方法を取り入れ、生産量の拡大や品質の安定化を図っています。

かつて盛んだった「東光寺大根」の生産者は、現在3戸に減ってしまいましたが、次世代へ継承するよう、栽培や普及に対して支援をしています。

表2-3-6 野菜作付延べ面積順位(令和4年)

品目	じゃがいも	大根	トマト	ねぎ	小松菜	里芋	ほうれん草	さつまいも	玉ねぎ	キャベツ
面積(ha)										
収穫量(t)										

資料:令和4年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック((一社)東京都農業会議)

バラ



トマト



ブロッコリー



② 果実類

日野市では、昭和初期頃から梨、昭和45年頃からぶどうの栽培が行われ、贈答用の宅配や庭先販売が行われています。平成9年からりんごのもぎ取りが百草万蔵院台地区で、平成11年からブルーベリーの摘み取りができる観光農園が東光寺上地区をはじめ市内各所に開園し、現在は10園となっています。りんごの栽培については、平成29年度から新たな栽培方法である高密植栽培に取組み、収穫量の拡大を図っています。その他、いちごについては平成17年から施設栽培が本格的に始まり、市内の直売所などで販売されています。

表2-3-7 主要果樹面積・収穫量(令和4年)

品目	ぶどう	梨	梅	栗	ブルーベリー	キウイフルーツ
面積(ha)						
収穫量(t)						

注:表示単位に満たないものは「0」で表記

資料:令和4年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック((一社)東京都農業会議)

ぶどう



いちご



りんご



③ 養鶏

百草地区に市内唯一の養鶏場があり、約7,000羽を飼育しています。産みたての卵は、市内の直売所や学校給食などに出荷されています。

④ 酪農

百草地区に市内唯一の酪農家があり、約25頭の乳牛を飼育しています。生乳は自身が経営するジェラート店で原料として使用しているほか、牛乳用や加工用として出荷されています。



牛舎の様子



ジェラート



鶏舎の様子

⑤ 花き・花木

現在、東光寺上地区にバラの栽培を営む農家が1戸、花木や果樹の鉢物栽培を営む農家が1戸あり、それぞれ直売所、市場等に出荷されています。

⑥ 加工品

農畜産物を使った加工品は、農商工観光・産学官民の連携のもと、年々増えています。

表2-3-8 市内で生産される主な加工品(令和5年度)

商品名	素材名	商品名	素材名
たくあん	東光寺大根	ブルーベリーシャーベット	ブルーベリー
漬物	大根、白菜、きゅうり等	ブルーベリージュース	ブルーベリー
ひの新選漬	大根	ブルーベリーゼリー	ブルーベリー
生パスタ	小麦	トマトゼリー	トマト
米麺(ライオンヌードル)	米	東京牛乳ラスク、サブレ	牛乳
ひのめぐみ焼きカレーパン	トマト、柿	バラガキ(福柿まんじゅう)	柿
冬にんじンドレッシング	人参	バラガキ(パウンドケーキ)	柿
中央線ソース	梨	マドレーヌ(トマレーヌ)	トマト
ワイン	梨	プリン	イチゴ
ワイン	高尾ぶどう	和菓子(侍 egg)	玉子
ルバーブジャム	ルバーブ	和菓子(まん福)	さつまいも
ブルーベリージャム	ブルーベリー	いちご大福	イチゴ
ミニトマトジャム	トマト	梨パイ	梨
ゆずマーマレード	ゆず	チーズケーキ	ブルーベリー
イチゴジャム	イチゴ	さくらスコーン	玉子
ジェラート	牛乳	緑米のおかき	米



冬にんじンドレッシング



ルバーブジャム



ワイン(ぶどう、梨)

(6) 出荷・販売の状況

日野市では、かつては市場出荷も多くみられましたが、現在では、「都市農業の特性＝消費者が身近にいること」を活かした、個人直売・共同直売が主流です。また、市立の全小中学校の学校給食に地元農産物を使用しており、給食への出荷を中心とした農業経営を行う農業者もいます。

昔ながらの農家の庭先で行われる農産物販売のほか、JA 東京みなみ日野地区青壮年部が多摩平第七公園や日野駅東口広場などの公共スペースで即売会を行っています。また、近年は市内スーパーへの出荷も増えています。平成13年には市内初の JA 東京みなみ共同直売所が開設され、大変な賑わいとなりました。その後、平成24年に市立七ツ塚ファーマーズセンターが開設し、平成29年に JA 東京みなみ共同直売所が「みなみの恵み」として生まれ変わりました。

表2-3-9 市内の直売所・即売事業の一覧

種別	名称	運営主体	所在地/実施場所
共同直売所	Farmer's market 東京 みなみの恵み	JA 東京みなみ	万願寺6-31
	グリーンライフ七生(JA 七生地区農産物直売所)	JA 東京みなみ	三沢3-35-13
	マルシェひらやま(平山農産物直売所)	JA 東京みなみ	平山5-18-19
	七ツ塚ファーマーズセンター「農あるまち日野みのり處」	日野市	新町5-20-1
即売事業	多摩平第七公園	JA 日野地区青壮年部	多摩平1-7
	日野駅東口広場	JA 日野地区青壮年部	日野本町3-9

(7) 学校給食への供給

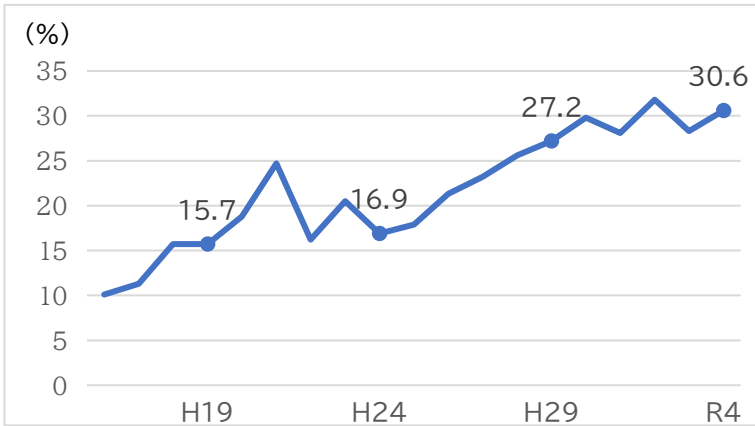
日野市立小中学校では、昭和58年度に東光寺地区2校で学校給食への地元農産物利用を開始し、平成12年度からは全小中学校で実施しています。日野市は学校給食への地元農産物利用の先進市として知られており、市民からも高い評価を得ています。より安定的な供給を目指して平成17年度からは「契約栽培システム」を導入し、各学校長と地区別農家代表が契約を結び、市が生産農家に対して品目により 20 円～60円/kgの奨励金を交付しています。平成20年度からは「コーディネーター制度」を導入し、農家の生産状況を確認しながら受注調整を行っています。農業者にとって、奨励金によるインセンティブの他に、安定的な発注量が期待できるためロスが少なく済むというメリットもあります。また、学校との顔の見える関係や子ども達と接することができることで、農業者の高いモチベーションにつながっています。

日野市では、「日野市みんなが進める食育条例」において、日野産野菜利用率を25%とする目標を定めています。利用率は天候等により変動していますが、令和4年度は30.6%を達成しています。

近年は、給食出荷農家の高齢化により、各校への納品が困難な農業者が増加しています。農業者の負担軽減を図るため、平成27年度から平山地区の一部で NPO による運搬モデル事業を試行し、平成30年度から「学校給食用地元野菜等運搬支援事業」を行っています。今後は、実施地区の拡大が求められています。

昭和58年度	東光寺地区2校で学校給食への地元農産物の利用を開始
平成12年度	全小中学校(当時は28校)で地元農産物の利用を開始
平成17年度	「契約栽培システム」を導入
平成20年度	「コーディネーター制度」を導入
平成20年度	日野市みんなですすめる食育条例制定
平成27年度	平山地区の一部で NPO による運搬モデル事業を試行
平成30年度	平山地区の一部で学校給食地元野菜等運搬支援事業を開始

図2-3-9 学校給食における日野産農産物利用率(金額ベース)の推移



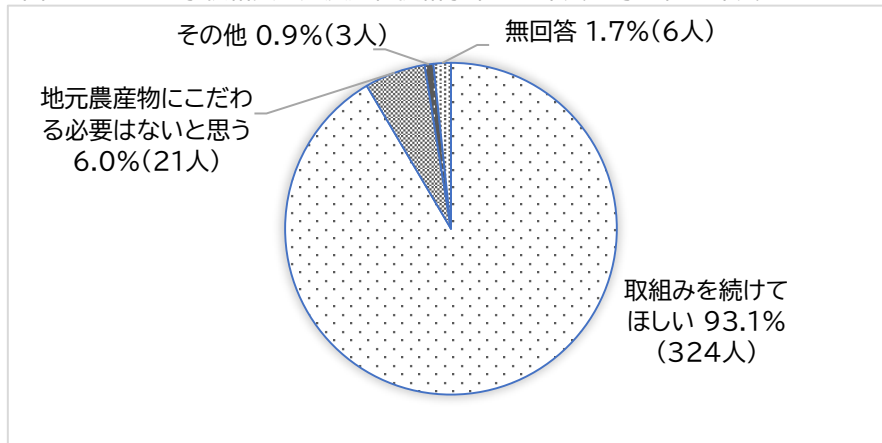
(給食メニューの例)

ごぼうのご飯、豚肉と大根のべっこう煮、日野産野菜の味噌汁、日野産のりんご

表2-3-10 令和3年度の学校給食における地元農産物供給事業の実施状況

	学校数	参加農家数	野菜等供給量	鶏卵供給量	りんご供給量
平山地区	10校	15農家	47,910kg	5,838kg	2,081kg
東光寺地区	7校	13農家	11,873kg	8,512kg	902kg
堀之内地区	8校	11農家	25,142kg	6,814kg	1,627kg
合計	25校	39農家	84,925kg	21,164kg	4,610kg

図2-3-10 学校給食地元農産物供給事業への市民の考え(R5 市民アンケートから)



(8) セツ塚ファーマーズセンター

セツ塚ファーマーズセンターは「日野の農業の情報発信拠点」として、農業者と市民の交流を通して農業に対する理解の促進を図り、都市と農業が共生するまちづくりを進めるための施設として、平成24年10月に開設しました。また、東光寺上地区を農住共生地域と定め、「農あるまちづくり」のモデル地区として整備されました。

セツ塚ファーマーズセンターの概要

■場 所 日野市新町五丁目 20 番地1(セツ塚公園内)

■特 徴

①都市農業保全の拠点

援農市民養成講座「農の学校」、「野菜栽培塾」の拠点

②市民を対象とした食農体験

家庭菜園講習会、農業体験、収穫体験、日野産野菜を使った料理教室など

③地域住民のコミュニティの推進

地元住民の集会施設としての利用、農業者による定例即売会、販売スペースで日野産の農産物や加工品、買い物弱者対策としての物資販売、日野産野菜を使ったランチの提供など



建物の外観



ランチの一例



料理教室

(9) 援農市民養成講座「農の学校」

近年、日野市の農業は農業者の高齢化や後継者不足により、担い手が不足しています。一方で、農業体験をしてみたいという方や、ボランティアによる地域貢献を希望する声も聞かれます。これらの状況を踏まえ、市民が効果的な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として、JA 東京みなみ、日野市農業委員会、NPO 法人日野人・援農の会、日野市の4者が協力して援農市民養成講座「農の学校」を運営しています。

1年間のカリキュラム修了後は、農業者のもとで援農ボランティアとして活躍します。令和5年3月時点では、114名の会員が45戸の農家のもとで援農活動を行いました。



実習風景1



実習風景2

(10) 「援農・野菜栽培塾」

日曜日に気軽に参加できる援農講座として、「援農・野菜栽培塾」を開催しています。農業指導は、NPO 法人日野人・援農の会が行っています。1年間の講座修了後は、農の学校と同様に、農業者のもとで援農ボランティアとして活躍しています。

(11) 市民農園

都市農業振興基本法において、都市農業の多面的機能の重要な機能の一つとして、気軽に農作業を体験できる場を整備することが規定されています。市が運営する市民農園は、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活に役立つとともに、市民農園事業を展開することにより都市環境の保全に寄与することを目的に設置しています。

農業者が運営する民営市民農園は、農業者が高齢になって耕作が難しくなっても農地を維持できるため、農地の保全に役立ち、また、農業収入の向上も図れるため、開設にあたっては日野市が補助金を交付し、積極的に推進しています。令和5年度現在は4農園が運営され、市民に貸し出されています。

表2-3-11 (市営)市民農園の一覧

	農園名	住所	区画数
1	新愛宕下西市民農園	西平山 4-28-1	47
2	新坂下市民農園	新町 3-26-1	79
3	向川原市民農園	南平 5-17-1	82
4	梵天山西市民農園	神明 2-1-11	50
5	七ツ塚西市民農園	新町 5-30-5	60
6	落川市民農園	落川 2107-4	62
7	南平市民農園	南平 2-68-2	37
8	三沢市民農園	三沢 1104 他	67
9	旭が丘市民農園	旭が丘 5-17-6 他	82
10	東豊田市民農園	東豊田 2-2-2	48
合計			614

表2-3-12 民営市民農園の一覧

	農園名	区画数
1	日野市民農園	18
2	新町農園	10
3	福島農園	3
4	栄町農園	6
合計		37

表2-3-13 農業体験農園の一覧

	農園名	区画数
1	岸野農園	22
2	石坂ファームハウス	24
3	コバサン農園	32
4	三世代農園	16
合計		94

(12) 農業体験農園

農業体験農園は、区画を貸し出す市民農園とは違い、農業者の指導のもと市民が農作業を体験できるため、農作業の経験がない方でも安心して野菜づくりを楽しむことができ、質の良い野菜の収穫が期待できます。指導する農業者が必要な種、苗、肥料、農具などを用意し、月2回程度の講習会を行います。民営市民農園同様、市が開設を推進しています。令和5年度現在は4農園が運営されています。

4. JA 東京みなみ、日野市農業委員会、日野市の取組みの状況

表2-4-1 JA 東京みなみの役割と農業振興事業

農業協同組合(JA)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術の指導や農業経営の支援 ・農業者と市民を結び、都市農業への理解促進を図る ・地場流通等、地産地消への協力
JA 東京みなみの主な農業振興事業
<ul style="list-style-type: none"> ①農地把握システムを活用した特定生産緑地の指定促進と農家台帳の確立 ②営農指導の提案・相談力強化による農業生産の拡大 ③食の安全・安心の確保 ④ファーマーズマーケット(直売所)を主軸とした農業所得の増大 ⑤担い手支援・育成に関する事業 ⑥部会等組織の活性化に関する事業 ⑦地域農業の PR ⑧ファーマーズマーケット(みなみの恵み)を起点とした学校給食への地場産農畜産物供給事業 ⑨都市農地貸借円滑化法を活用し、都市農業振興に向けた事業の展開

表2-4-2 日野市農業委員会の役割と農業振興事業

農業委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・農地行政の適正な運用 ・農地の適正な管理指導 ・農業経営の合理化の推進 ・農業に関する調査及び研究 ・農業者の要望の実現に向けて取組を行う
日野市農業委員会の主な農業振興事業
<ul style="list-style-type: none"> ①農地として利用すべき土地の「都市農地貸借円滑化法」等による農業上の利用の確保 ②農地利用状況調査による農地の効率的かつ適性利用の促進 ③法人化等による農業経営の合理化 ④農業生産及び農業経営に関する調査・研究 ⑤農業委員会法に基づく意見書の提出及び関係行政機関との意見交換 ⑥援農ボランティア育成にかかる実施主体としての取組み ⑦農業者年金制度の普及

表2-4-3 市の主な農業振興事業(令和5年度)

		事業名	事業概要
1	農業振興等事業(市・JA)	①営農施設等整備事業	総事業費 60 万円以上の購入に対し、40 万円又は 20 万円を補助
		②防鳥・防菜対策事業	防鳥防菜資材の購入費の 1/2 を補助
		③農産物即売事業	即売会に必要な備品等購入費の 2/3 を補助
		④農業団体連合会	農政及び農業に関する情報交換等、会の運営に必要な経費の 3/4 を補助
		⑤農業用水維持管理事業	かんがい施設、幹線水路等の維持・管理費の一部を補助(緑と清流課が実施)
		⑥都市農業経営力強化事業	認定農業者に対し、経営強化のための施設整備費用の1/2を東京都、1/4を市が補助
		⑦残留農薬対策事業	市内農業経営者が残留農薬の検査を行う場合、費用の 1/3 を補助
		⑧女性農業者支援事業	男女平等社会の実現と農家女性の地位向上に向け、女性農業者団体の会の運営に必要な経費の 3/4 を補助
		⑨獣害対策支援事業	農産物を獣害から守るための箱わなの設置費用等の 1/2 を補助
		⑩東光寺大根栽培育成補助金	東光寺大根の普及を図るため、栽培、納品及び普及活動に係る経費の一部を補助
		⑪新規就農者定着支援事業	認定新規就農者に必要な施設整備や機械導入費の 3/4 を東京都、1/8 を市が補助
		⑫未来に残す東京の農地プロジェクト事業(市・都)	①現況非農地を農的利用にする際の費用に対し、東京都が 1/2 を補助 ②農地を再生利用する際の工事費用に対し、東京都が2/3を補助 ③地域や環境に配慮した基盤整備に対し、東京都が 3/4 を補助 ④防災兼用防業用井戸等の設置に対し、3/4 を東京都、1/8 を市が補助 ⑤農地保全に係る広報活動等に対し、東京都が 1/2 を補助
		⑬ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業(都)	認定農業者等に対し、燃油暖房設備が設置されたパイプハウスへのヒートポンプの導入費を補助(都 9/10)
2	認定農業者支援事業(市)	①認定農業者提案型経営改革事業補助金(認定農業者等が提案する事業に対し、1/2 を補助)、②農業経営改善計画進捗状況ヒアリング ほか	
3	産業まつり農業展(市・JA)	産業まつりにおいて即売会及び共進会を開催	
4	七ツ塚ファーマーズセンターの管理運営(市)	①七ツ塚ファーマーズセンターを運営、②料理教室、市民親子野菜塾等、各種イベントを開催	
5	援農ボランティアの育成(市)	農業者の高齢化と後継者不足解消のため、「農の学校」及び「野菜栽培塾」を開校し、援農のボランティアの高度な農業知識・技術の習得を図る	
6	学校給食用野菜等供給育成事業(市)	①農業者・学校間の出荷調整を行うコーディネートを配置、②学校給食に納品する野菜等に対し、品目により20円～60円/kgの奨励金を交付、③平山地区で運搬支援事業を実施	
7	都市農業シンポジウム(市・JA・農委)	都市農業を守るための啓発事業として、都市農業シンポジウムを開催	
8	市民農園の運営(市)	10農園(614区画)を運営	
9	農業体験農園支援事業(市)	農業体験農園を開設する園主に対し、開設費の 3/4、運営費の一部を補助	

5. 日野の農業の課題

(1) 農業収入の向上と担い手の確保

日本の労働者の平均的な労働時間は1,800時間/年程度、年収が450万円程度であるため、日野市は、日野市農業経営基盤強化促進基本構想において、認定農業者については労働時間1,800時間、農業所得300万円程度を目標として定めています。しかしながら、目標に到達できない農業者が多いのが現状となっています。意欲の高い農業者への十分な支援とともに、農業者のモチベーションを上げる方策も検討する必要があります。

日野市では、全ての認定農業者・認定新規就農者に対し、南多摩農業改良普及センター職員、JA 東京みなみ職員、日野市職員と一緒に訪問し経営状況のヒアリングを毎年行っています。今後も顔の見える関係を構築し、きめ細かな支援を行うことが大切です。

農業者の高齢化がすすみ、平均年齢は67歳となっており、後継者がいない農業者も増加しています。農業の人手不足の解消のため、援農市民ボランティア講座「農の学校」を開校し、講座修了生が農業者のもとでボランティア活動を行う仕組みを構築していますが、ボランティア希望者の不足や農業者のニーズに合った柔軟な対応ができていない状況があります。農業者にとってもボランティアを行う市民にとってもより良い仕組みとして運営していくことが求められます。

農業を継続していくためには、農業後継者の育成や新規就農者の増加を図ることが必要ですが、そのためには、農業が魅力的な仕事であることが大切です。農業者1人あたりの経営耕地面積が年々減少している中でも、施設整備の支援や農業技術の普及等を通じた生産性の向上や効率化のみならず、労働環境の改善を図ることも必要になっています。日野市では、女性農業者が増えつつあり、産休・育休・介護休暇等も含めて、女性が働きやすい環境づくりが求められています。

新規就農者については、所有する農地がない中で農業経営を行わなければなりません、「農地を貸してくれる農業者を見つけることが困難である」「借りられたとしても借りた農地での施設化が難しい」「短期間で農地を返却しなければいけないことで経営基盤が不安定である」等、大きなハードルがあります。農地の長期貸借契約ができるよう土地所有者の理解を求める等、農業関係者による支援が求められます。

図2-5-1 販売農家の年齢(R5 農業者アンケートから)

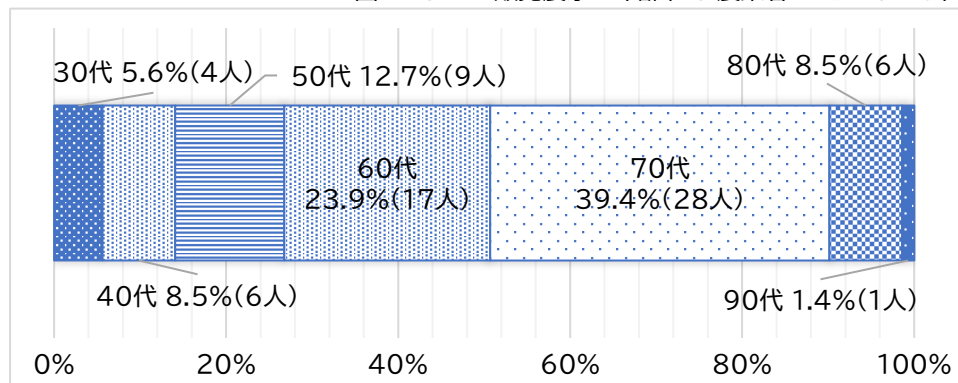
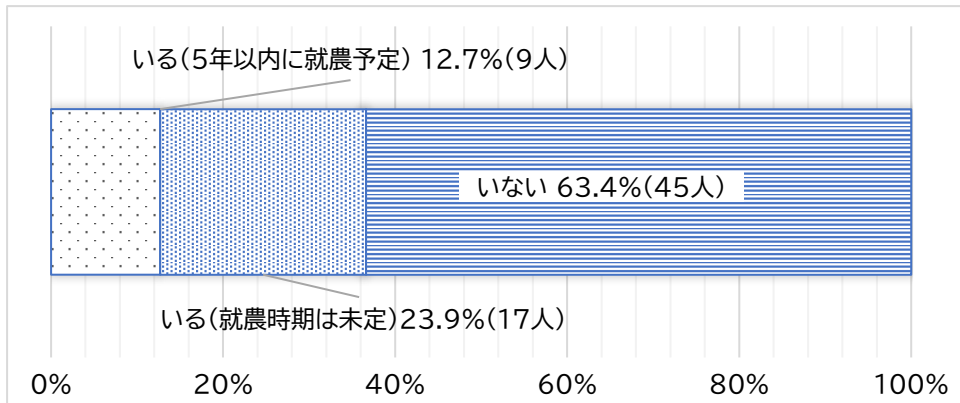


図2-5-2 農業後継者の有無(R5 農業者アンケートから)



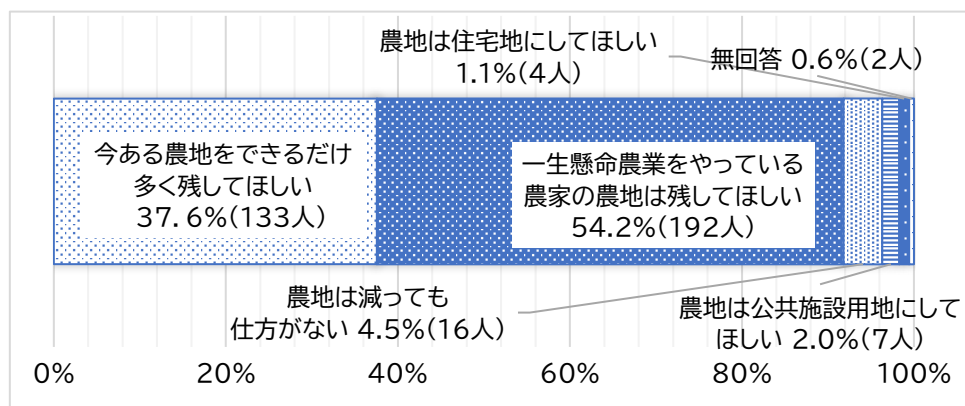
(2) 農地の保全

「農地を残してほしい」と考える市民は、92.1%と高い数字になっています。しかし、販売農家の経営耕地面積は減少を続け、平成22年から令和2年の10年間で41%の減少となっています。日野市農業経営基盤強化促進基本構想の中では、今後10年間でさらに約37%の農地が減少すると推定しています。農住共生地域として整備を行った東光寺上地区についても相続の発生を理由に農地が減少し、農のある風景が失われつつあります。

農地の減少を食い止めることは大変難しい状況ですが、農地を生産の場として捉えるだけでなく、農地の多面的機能を発揮する場として、様々な活用を行うことが農地の保全につながります。市内の農地139haのうち、販売農家の経営耕地面積は56ha(農地の40%)に留まることから、経営耕地以外の農地の活用が今後の農地保全の鍵であるといえます(数字は表3-2-1参照)。

農地の貸借のほか、民営市民農園や体験農園等の経営手法の導入をすすめることも有効です。他自治体では、生産緑地の買い取りによる農業公園の整備がすすんでいます。日野市の農地・農的空間を残していく方法については、今後様々な検討が必要です。

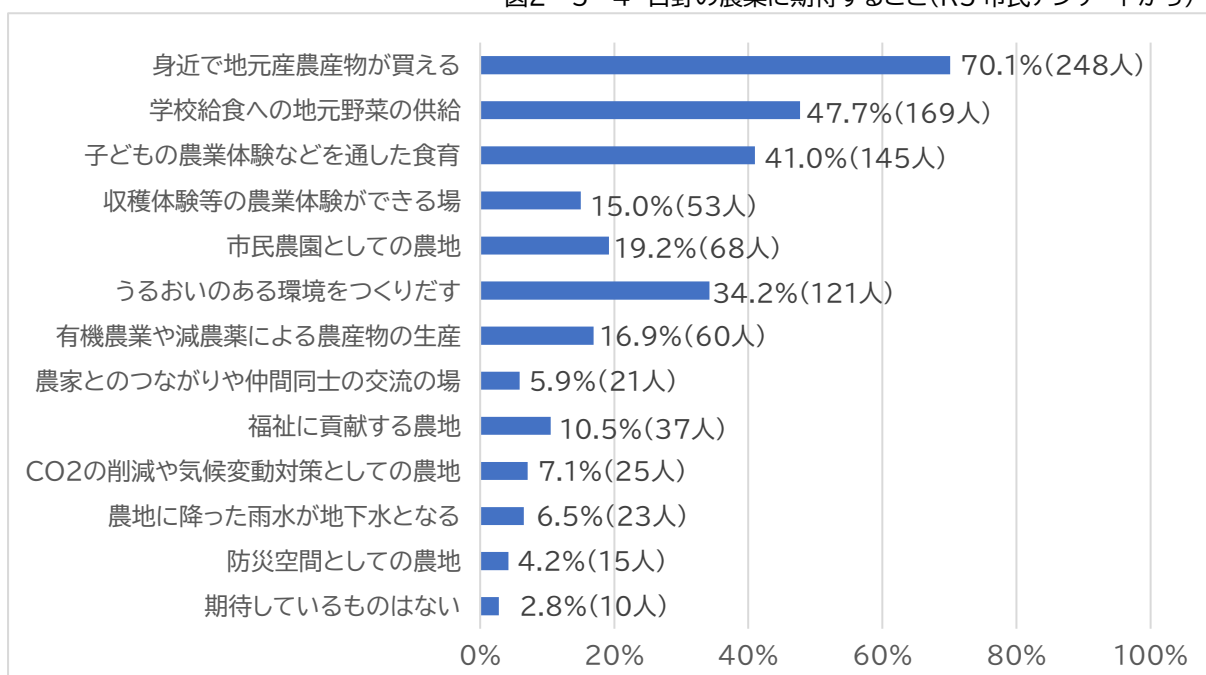
図2-5-3 農地を残すことに対する市民の考え(R5 市民アンケートから)



(3) 地産地消の推進と市民の理解促進

市民が農業に期待することとして、「新鮮な地元農産物を供給する場」のほか、「学校給食への農産物の供給を含めた子供への食育」に大きな期待が寄せられています。現在は日野市が実施する親子栽培塾や公民館が実施する田んぼの学校、各学校における農業者との交流等、様々な食育関連事業を行っていますが、今後、さらなる拡充が求められています。学校給食地元農産物供給事業については、農業者の高齢化がすすむ中、各学校への農産物の配送が農業者の負担となっています。今後も事業を継続していくためには、現在一部の地域で実施している配送支援事業の地域の拡大が必要です。

図2-5-4 日野の農業に期待すること(R5 市民アンケートから)



日野市では、この10年間で「七ツ塚ファーマーズセンター」、JA 直売所「みなみの恵み」が開設され、多くの市民が市内で地元農産物を購入できるようになりました。市内の直売所の認知度もかなり高く、55.3%の市民に月に1回以上地元農産物を購入されている状況ですが、今後、さらに購入頻度が増え、市民の食卓に日常的に地元農産物が使われることが理想です。市民の地産地消への理解促進や、購買意欲が沸くような直売所運営の工夫等を図っていく必要があります。

図2-5-5 地元農産物の購入頻度(R5 市民アンケートから)

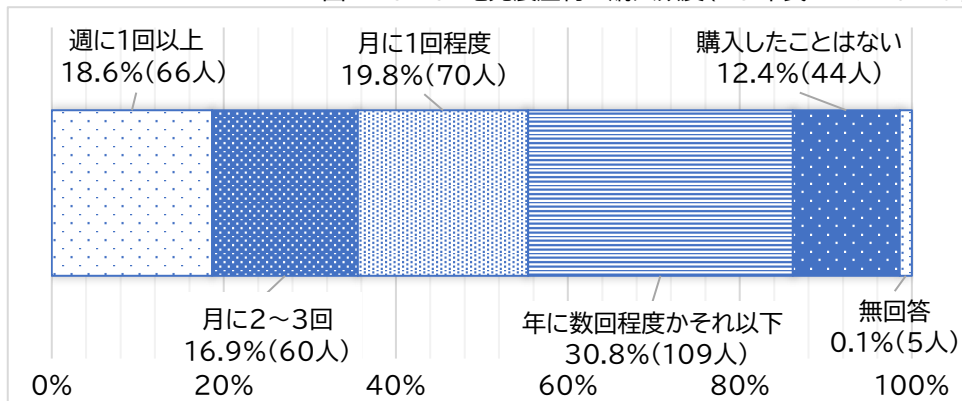
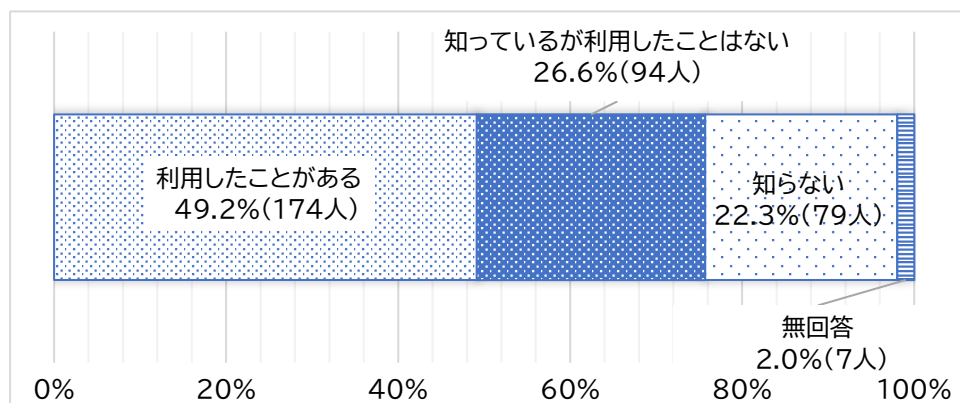


図2-5-6 市内直売所の認知度(R5 市民アンケートから)



都市農業の多面的機能の1つである農業を体験する場として、10か所の市民農園を開設していますが、年々応募倍率が下がっている状況です。利用者の内訳を見ると高齢男性の方の利用が多くなっていますが、若い世代の利用が少なく、そのことが応募倍率の低下の原因であると考えられます。市民農園は農作業を全て自分で行わなければならないため、若い世代にとってはややハードルが高いと思われます。幅広い方に農業に触れる機会を提供するため、より気軽に農業を体験することができる体験農園や市民農園の新しいあり方の検討が必要です。

図2-5-7 市民農園応募倍率の推移(都市農業振興課)

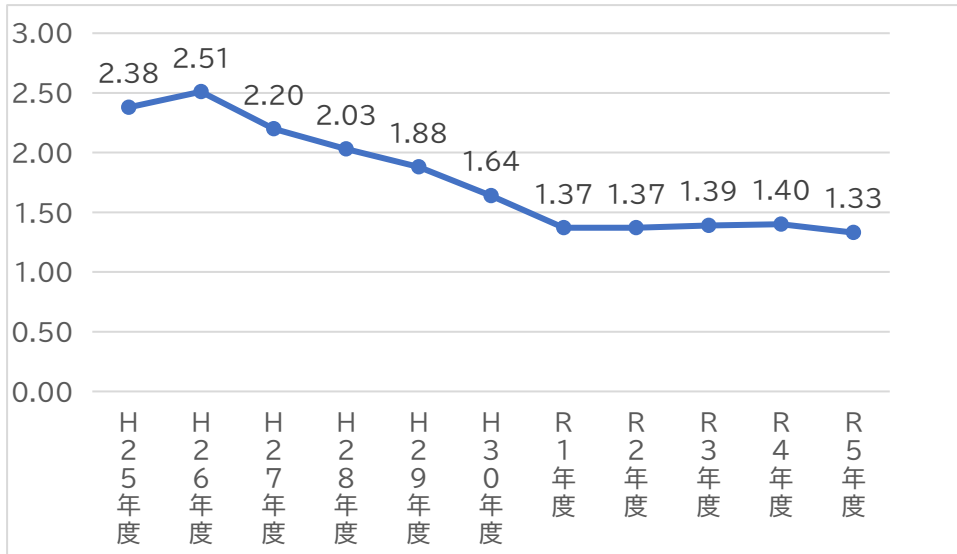


図2-5-8 市民農園利用者の内訳(R4 市民農園アンケートから)

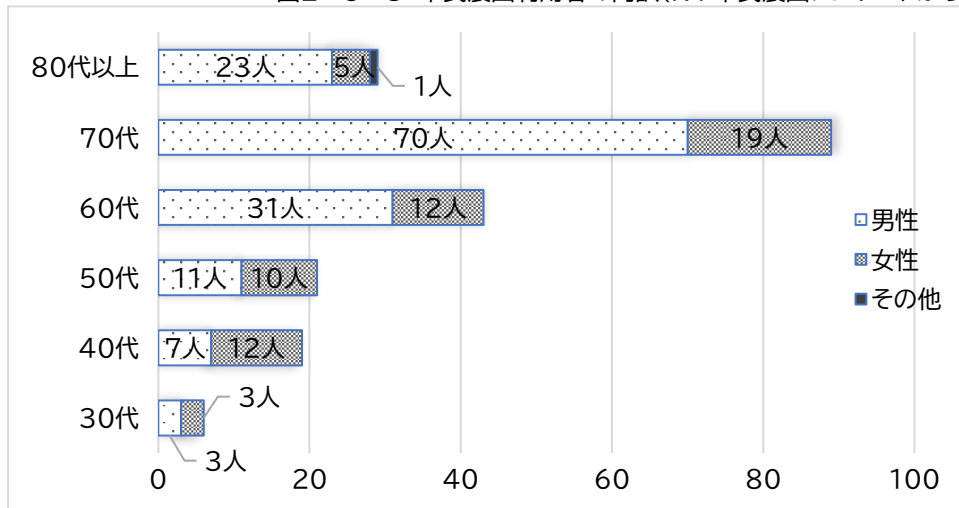
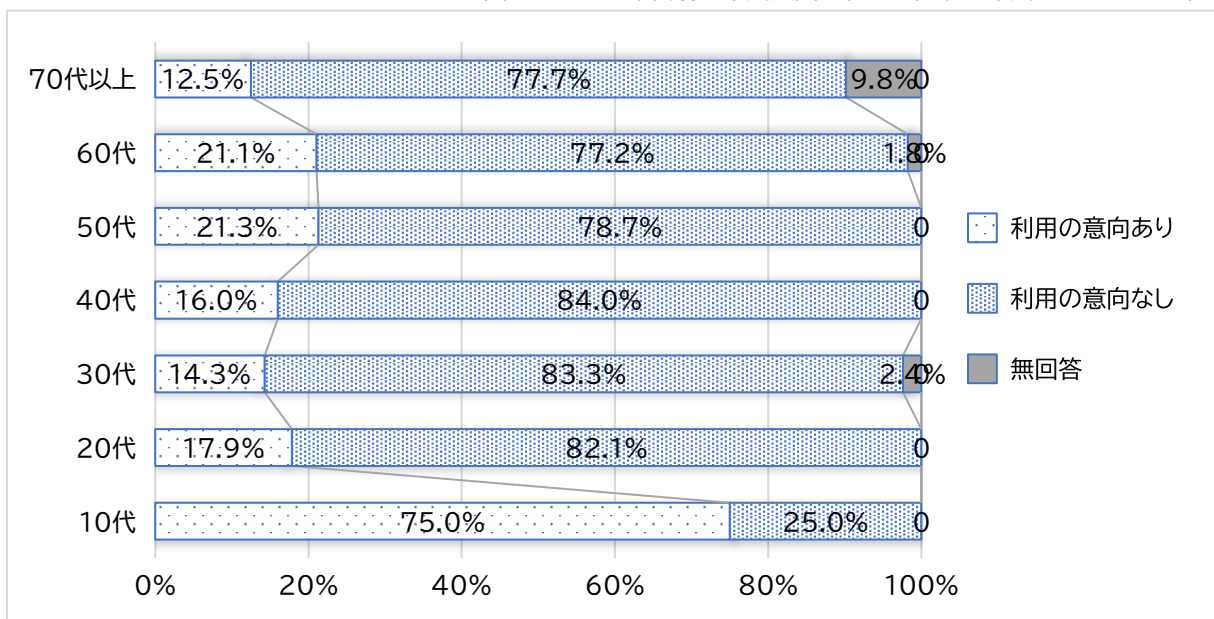


図2-5-9 年代別の市民農園の利用意向(R5市民アンケートから)



第3章 日野の農業の振興目標に向けた3本の柱と施策方向

1. 日野の農業の振興目標

日野市の農業の特徴は、生産の場と消費者の距離が近いことから、消費者のニーズに応じた多様な農業経営が営まれています。少量多品目の野菜・果樹等が生産され、都内でも数少ない酪農や養鶏のほか、農業体験事業等も経営手法の一つになっています。

都市化が進み、農地も農業者数も減少し続けていますが、新たに親元就農や農外からの新規就農者も少しずつ増えています。

様々な主体の連携のもと、多様な日野の農業がそれぞれの個性を發揮しながら新たな時代の都市農業を共に創ることを目指し、農業振興の目標を以下のとおり定めます。

みんなの個性が輝く新時代の農業へ

2. 10年後の日野の農業の姿

(1)10年後の農地面積

平成29年の生産緑地法の改正により特定生産緑地制度の創設、平成30年の円滑化法の制定により生産緑地の貸借が可能となり、都市農地の保全に向けて大きな前進となりましたが、10年後の農地面積について考えると、全体としては減少傾向が続くと考えられます。平成22年(2010年)と令和2年(2020年)を比較すると、農地面積は193ha から139ha、販売農家の経営耕地面積は93ha から56ha に減少しています。このままのペースで減少すると令和15年(2033年)には農地面積は88ha 程度、経営耕地面積は27ha 程度まで減少してしまうと推測され、特に水田の減少が危惧されています。

本計画では、農業振興施策により農地の減少スピードを抑え、10年後(令和15年)の目標値を農地面積93ha、経営耕地面積28ha と設定します。

表3-2-1 農地面積と経営耕地面積(販売農家)の推移(令和15年は推計値)

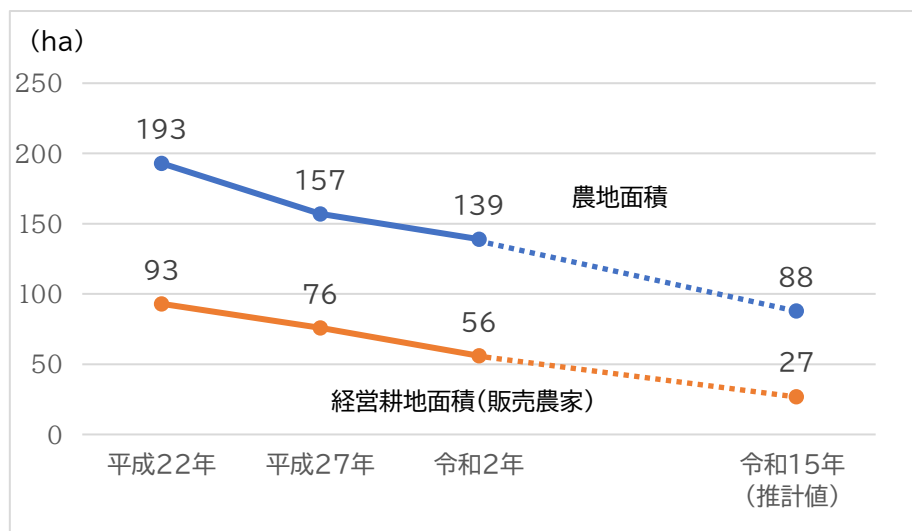
単位:ha

区分	平成22年	平成27年	令和2年	推計値 令和15年	目標値 令和15年
農地面積	193	157	139	88	93
経営耕地面積	93	76	56	27	28

農地面積:面積調査(農林水産省)

経営耕地面積:農林業センサス(2005年~2020年)

図3-2-1 農地面積と経営耕地面積(販売農家)の推移(令和15年は推計値)



農地面積:面積調査(農林水産省)

経営耕地面積:農林業センサス(2005年~2020年)

表3-2-2 農地区別経営耕地面積の推移(令和15年は推計値)

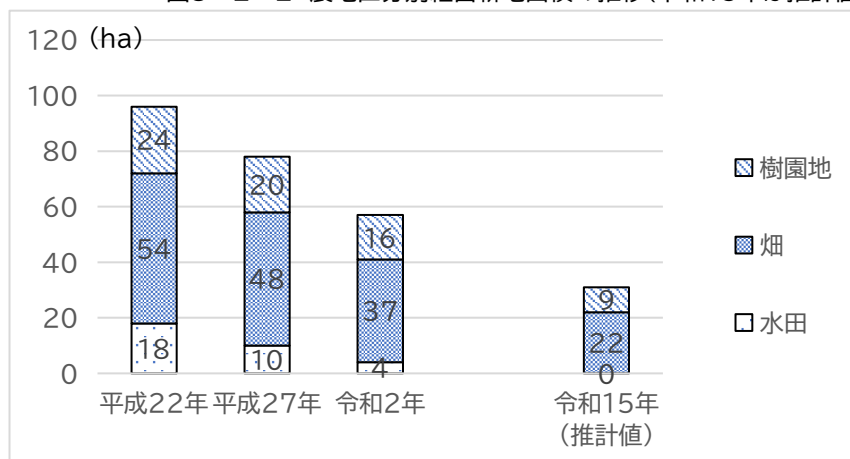
単位:ha

区分	平成22年	平成27年	令和2年	推計値 令和15年	目標値 令和15年
水田	18	10	4	0	1
畑	54	48	37	22	23
樹園地	24	20	16	9	10
計	96	78	58	31	34

資料:農林業センサス(2005年~2020年)

注:端数処理の関係で合計が合わない箇所がある

図3-2-2 農地区別経営耕地面積の推移(令和15年は推計値)



資料:農林業センサス(2005年~2020年)

(2)10年後の農家戸数

現在、農家戸数は年間5戸程度減少しています。新規就農者も少しずつ増えていますが、減少傾向は続くと考えられます。なお、平成22年の農家戸数は348戸でしたが令和2年には273戸まで減っており、このままのペースで減少すると令和15年には195戸まで減少してしまうと推測されます。

本計画では、農業振興施策により農家戸数の減少スピードを抑え、10年後(令和15年)の農家戸数の目標値を205戸(うち販売農家79戸)と設定します。

表3-2-3 農家戸数と経営耕地面積(販売農家)の目標(令和15年は推計値)

区分		平成22年	平成27年	令和2年	推計値 令和15年	目標値 令和15年
販売農家	経営耕地面積	93ha	76ha	56ha	27ha	28ha
	農家戸数	169戸	150戸	120戸	75戸	79戸
総農家	農家戸数	348戸	301戸	273戸	195戸	205戸

資料:農林業センサス(2005年~2020年)

注:「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(3)農業経営の目標

日野市の農業を主となって支えていく農業経営の目標は、他産業並みの労働時間で、他産業従事者と遜色ない生涯所得と生活の豊かさの水準を確保できる経営を実現できる経営モデルを設定します。

〈基本的な目標〉

- ・目標所得 1,000万円(日野の農業をリードする経営モデル)
400~600万円(地域の農業を担う経営モデル)
300万円(農業の広がりを支える経営モデル)
- ・労働力 主たる従事者2人、補助従業者1~2人の家族経営雇用労働力を含む
- ・労働時間 主たる従業者1人当たり年間1,800時間

注:日野市認定農業者の認定基準は「日野市農業経営基盤強化促進基本構想」に定められた上記目標所得のほかに、経営モデルを認定基準としています。なお、経営モデルは主な経営体系を記述したものであり、記述にない経営体系も認められます。

3. 日野の農業の振興施策の3本の柱

日野の農業の振興目標を達成するため、以下の3本の柱を掲げ、農業振興施策の方向性を示します。

(1)日野らしい農業経営

恵まれた自然環境と住環境の特性を活かし、日野市では少量多品種の野菜、果樹、花き・花木の栽培のほか、都内でも数少ない酪農や養鶏に加え、農業体験事業等、多様な農業経営が行われています。個性が輝く魅力ある日野の農業を目指し、農業者が高いモチベーションを持って農業を続けられるよう様々な支援を継続して実施するとともに、担い手の確保に向け、新規就農者への支援やライフステージに対応したサポート制度を検討・実施します。

農業を継続し次の世代へ引き継いでいくためには、労働環境の改善や農業収入の向上も課題となっています。農商連携による付加価値の高い加工品の開発や、農産物を消費者に高く評価してもらえよう日野産農産物のブランディングにも取り組みます。

(2)市民の暮らしとつながる農業

都市における農業として、市民にとって農業がより身近に感じられる機会を増やし、農地が持つ多面的機能に対する理解のもと、市民が支える農業を目指します。

日野の農業振興において大きな柱となっている食育においては、学校給食への地元農産物の供給や農業イベント等により、市民が農業に触れる機会を増やし、農業や食に対する関心を高めます。コロナ禍をきっかけに農業への関心が高まり、気軽な体験のニーズが増えてきています。今後のニーズを捉え、市民農園のあり方を含め農地のあり方を模索します。

(3)持続的な地域循環

日野市では、学校給食への地元農産物の供給や市内直売所への出荷等、市内で生産された農産物を市内で消費する地産地消が進んでいます。今後も様々な分野との連携のもと、農業を起点に地域経済の活性化を図ります。また、できる限り地域内での資源の循環を進め、環境に配慮した農業を推進します。

日野の農業を永続的に継続するには、一定以上の農地面積の確保が必要です。市民や各機関の連携による様々な保全活動を推進します。また、十分に活用されていない農地を意欲の高い農業者へ貸借をすすめるほか、農地の公有地化の検討を新たに行います。

第4章 振興目標の実現に向けて【前期アクションプラン】

第4章で掲げた日野の農業の振興目標を達成するため、令和10年度までの5年間の計画期間とする前期アクションプランを下記のとおり定め、農業振興施策を実施します。

1. 日野らしい農業経営



(1) 農業を憧れる職業にしよう

農業は経営が厳しい・農作業がハード・休みが取れない等のイメージがあり、農業への就職を希望する若い世代は少なく、農業者の数が年々減少しているのが現状です。農業が憧れる職業となり、農家になりたい人が増えるよう、農業者の所得向上や労働環境の改善を図ります。また、新規就農者や若手農業者の育成・支援を行います。

111	認定農業者への支援						継続
概要	認定農業者に対して年1回の個別ヒアリングを実施し、きめ細かい支援を行います。活用しやすい補助金事業の実施や栽培技術指導を行い、農業経営の改善を図ります。指標については、基本構想に合わせ、推計値40戸に対し、目標値を42戸としています。2戸の認定新規就農者が認定農業者として認定されることを目指します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
		◎				◎	◎
指標	認定農業者数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		47戸	→				42戸

112	家族経営協定経営体の拡大						拡充
概要	家族農業経営内の家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が発揮できる環境づくりのため、家族経営協定を締結する経営体を増やします。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	○			○	◎	
指標	協定締結経営体数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		5戸	→				10戸

113	認定新規就農者への支援						継続
概要	新規就農者の農業経営の安定化を図るため、できるだけ長期間で農地が貸借できるよう、マッチングを図るとともに、販路の確保や補助金事業等の各種支援を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
		◎			◎	◎	◎
指標	新たに認定した数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		累計3戸	→				累計6戸

114	若手農業者への支援						継続
概要	若手農業者の会(HINO BLUE FARMERS CLUB)の活動のPRや勉強会の開催支援等を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	○		○		◎	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				実施

115	女性農業者への支援						拡充
概要	女性農業者の会「みちくさ会」の運営支援のほか、女性農業者の様々な事業化支援と経営力強化を図ります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	○		○		◎	○
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				実施

116	農業者の出産・育児・介護環境の改善						新規
概要	家族経営を主とする日野の農業では、妊娠・出産・育児や介護等により、事業規模の維持が難しくなる場合があります。農業者経営を安心して継続できるよう、ライフステージに対応したサポート制度の検討・実施を図ります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○					◎	○
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
			検討	→			→

117	農業者が開設する農業体験農園の整備の推進						拡充
概要	農業体験農園は確実な現金収入が得られ、農業所得向上・農業経営の安定化を図ることができます。開設誘導や開設資金を援助する取組を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○	◎			○	◎	○
指標	農業体験農園数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		4農園	→				6農園



(2) 日野の農産物の付加価値の向上

日野産農産物はそのほとんどが市内直売所で販売されており、生産者と消費者の距離が近いことにより、消費者は新鮮な農産物を手にすることができます。新鮮で美味しい農産物として日野産農産物を消費者に高く評価してもらえるよう、日野産農産物のブランディングを行います。また、より付加価値の高い加工品の開発支援を行い、限られた生産量の中での農業所得の向上を目指します。

121	日野産農産物のブランディング						新規
概要	新鮮で美味しい日野産農産物を消費者に高く評価してもらえるよう、日野ブランドのプロデュースの研究を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	◎	◎		◎	○
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
			準備 ……→	実施	→		

122	魅力的な加工品の開発支援						継続
概要	より魅力的な加工品の開発がすすむよう、企業や事業者等との連携を図ります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎		◎		◎	○
指標	加工品生産数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		32個	→				40個

123	日野市ゆかりの農産物の種の保存(東光寺大根、平山陸稲)						継続
概要	江戸東京野菜に認定されている「平山陸稲」「東光寺大根」については、栽培農業者が減少し厳しい状況ですが、知名度向上や新たな販売ルートの開拓等により、栽培の継続及び種の保存を進めていきます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎				◎	
指標	栽培農家数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		4戸	→				4戸

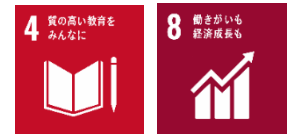


(3) スマート農業や栽培技術の向上

日野の農業は狭小な土地で少量多品目の生産が行われていますが、貴重な農地を有効に活用し、収益性の高い経営を行うことが求められます。デジタル技術を活用した農業技術や新しい栽培技術の導入により、生産性の向上や省力化を図ります。

131	農作業の効率化や新しい栽培技術導入の取組みへの支援						継続
概要	ハウスの環境制御システムを始めとしたスマート農業、新しい栽培技術を導入する施設整備、農業用機械の導入、栽培技術講習会の開催等、生産性の向上に資する取組みを支援します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○	◎				◎	◎
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				実施

2. 市民の暮らしとつながる農業



(1) 食育の推進

日野市は、学校給食を通じた食育を推進しています。昭和58年度に全国に先がけて学校給食に日野産農産物を使い始め、現在まで続いています。

「日野市みんなですすめる食育条例」において、市の責務として、様々な主体と連携し地産地消・食育を進めることを明記し、学校給食での日野産農産物の利用を25%以上とする目標を定めています。学校給食への出荷は、農業者にとって農業経営の安定のみならずモチベーションの向上にも寄与しています。しかしながら、近年、農業者の高齢化により各校への配送に係る負担が大きくなり、出荷を続けられなくなる農業者が増えています。この取組みを継続してするために、農業者の負担軽減策を講じます。農地が減少を続ける中でも学校給食供給用農地を確保し、日野産農産物の利用率25%以上を維持することを目指します。

学校給食の他にも、さまざまな農業体験の機会を増やし、農業や食に対する市民の関心を高めます。

211	学校給食供給用農地の確保						拡充
概要	学校給食供給用農地として、区画整理事業用地の一時的な利用(*)をすすめます。また、意欲の高い農業者への農地の貸借をすすめ、日野産農産物の利用率25%以上を維持するために必要な農地を確保します。 *区画整理事業用地を学校給食用の農産物を生産するための農地として、農業者に利用いただいているものです。ただし、区画整理事業の進捗によって使用が終了してしまうことがあります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市 ◎ (都市農・区画整理課)	都
指標	区画整理事業用地の利用	現状 11,988 m ²	R6	R7	R8	R9	R10 13,000 m ²

212	学校給食への出荷の奨励						継続
概要	学校給食に出荷する農業者に対し、出荷量に応じて交付する奨励金事業を継続して実施します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
		○				◎	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				

213	学校給食に出荷する農業者への配送支援						新規
概要	現在実施している平山地区のほか、JA 東京みなみによる運搬支援事業を新たに実施し、農業者のニーズに合わせて対象地域を拡大します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
		◎		◎		◎	
指標	運搬支援対象地域	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		平山地区	→ 地区拡大				

214	学校給食への地元農産物の安定した供給と品質の維持						拡充
概要	学校給食コーディネーターによる出荷調整を実施するとともに、供給農家、学校栄養士が顔を合わせる圃場見学会や作付け調整会議を実施します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎				◎ (都市農・学務課)	
指標	作付け調整会議	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		1回	→				

215	七ツ塚ファーマーズセンターを拠点とした農業体験イベントの開催						拡充
概要	ファーマーズセンターで行っている、親子野菜塾、援農野菜栽培塾、料理教室等の充実を図ります。また、市民団体や事業者による農業関連イベントの開催を促します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○		○	◎		◎	
指標	開催回数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		39回	→				

216	農業者や市内団体による農業イベントの開催支援						継続
概要	様々な地域で、農業に関するイベントが活発に開催されるよう、周知等の支援を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	○		◎		○	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				

217	小学校での農業体験授業の実施						継続
概要	小学校で農業体験を取り入れた授業や学童農園の取組みを支援します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎					◎ (教育指導課)	
指標	実施校数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		17校	→				

218	中央公民館での「田んぼの学校」の開催						継続
概要	一年間の稲作体験による学びを通し、農業振興のきっかけ作りを行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
			○	○		◎ (中央公民館)	
指標	延べ参加人数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		580人	→				



(2) 農地の多面的機能の発揮

農業は、新鮮な農産物を供給しているだけでなく、防災や地域交流、福祉、教育、気候緩和、自然環境の保全等、多面的な役割を果たしています。農業者と地域住民が連携し防災やコミュニティ創出の場として農地を活用するなど、農地の多面的機能を発揮できる取組みを推進します。また、これらの取組みを通じて農業に対する市民の理解を促進します。

221	防災協力農地の協定締結及び周知						新規
概要	災害時に農地を一時避難場所、資材置き場等に活用できるよう、土地所有者と日野市の間で防災協力農地の協定締結をすすめます。また、看板等を設置し、市民への周知を図ります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎				◎	
指標	協定締結数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		検討……→実施	→				33か所

222	防災兼用農業用井戸の設置支援						拡充
概要	東京都の補助事業を活用し、防災兼用農業用井戸の設置をすすめます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○	○				◎	◎
指標	設置数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		18か所	→				25か所

223	市民団体と連携したコミュニティ農園の展開						拡充
概要	様々な地域で、農地を活用した地域交流・コミュニティ活動事業が活発に行われるよう、農地の貸借にかかる手続き等、適切な手続きの支援を行います。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	◎	◎	◎	○	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				実施

224	交流型(市営)市民農園の開設						新規
概要	新しいニーズに合った市民農園を開設するとともに、できる限り市民団体が自主的・自立して継続できる今後の運営方法を模索します。農業者と市民、市民同士の交流の場や、環境への負荷が少ない農業の実践等、農地の多面的機能を発揮する場として市民農園の活用を促進します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○		○	◎		◎	
指標	農園の開設	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		検討	……→	試行	————→	————→	開設




(3) 市民が支える農業

農業者の高齢化に伴い、農業の担い手不足は今後、ますます深刻化していきます。農業に主体的に関わる市民が増えるよう、市民の農業に対する理解を促進します。また、市民団体と連携した援農ボランティアの育成やマッチングの仕組みの運用を図ります。

231	都市農業シンポジウムの開催						継続
概要	都市農業への市民の理解を広げるため、シンポジウム等の開催を行い農業の現状や課題について知る・考えるきっかけをつくります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
		◎		◎	◎	◎	
指標	開催回数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		1回	————→	————→	————→	————→	1回

232	援農ボランティア養成講座「農の学校」の運営						継続
概要	援農ボランティアが知識・技術を習得するための援農ボランティア養成講座「農の学校」を運営します。講座を広く周知し、受講者数を確保します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	○	◎	◎	◎	○
指標	受講者数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		18人	————→	————→	————→	————→	20人

233	援農ボランティアの活用						継続
概要	「農の学校」修了生が援農ボランティアとして農業者のもとで活動できるよう、NPO 法人「日野人・援農の会」、JA 東京みなみ、市による3者協定のもと、農業者とのマッチングを図ります。繁忙期のスポット援農の充実等、農業者のニーズに応えた運用を図ります。						
実施 主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	◎	◎		◎	
指標	援農 活動者数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
	125人						130人

3. 持続的な地域循環



(1) 地産地消と地域循環の推進

日野市では、生産される農産物の多くが学校給食や直売所に出荷され、地産地消が進んでいます。市民が積極的に農産物を消費することで、生産が活発になり、その他の関連産業にも波及することで、地域経済の活性化が図られます。

七ツ塚ファーマーズセンターを拠点とし、生産者と消費者が顔の見える関係で結びつくよう交流の場づくりを促進します。

311	七ツ塚ファーマーズセンターの「農の拠点」機能の強化						拡充
概要	<p>日野の農業の情報発信拠点として、七ツ塚ファーマーズセンターを運営し、農業者と市民の交流を通して農業に対する理解の促進を図ります。</p> <p>日野産農産物の直売所や食事処の運営、料理教室を継続的に実施するとともに、施設と周辺農地の一体的な利用により、農業体験や援農ボランティアの実習の場を充実させます。</p> <p>農業者がふらっと立ち寄り市民と農業者の自然な交流が生まれる場となるよう、農業者にとっても必要な拠点機能を検討します。</p>						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○		○	○		◎	
指標	周辺農地との一体的利用	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				実施

312	学校給食供給農家数の確保						継続
概要	<p>地元産農産物を学校給食に使用することで、地産地消を推進します。今後、市全体で農家数の減少が見込まれますが、学校給食に出荷する農業者を確保し、地場産農産物供給事業を継続します。</p>						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○					◎	
指標	給食供給農家数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		32軒	→				35軒

313	日野産農産物共同直売所の運営						新規
概要	日野産農産物共同直売所の運営により、地産地消を推進します。農業を「買って応援する」市民を増やします。直売所間で連携した物流の仕組みや同時に開催するイベントの実施も検討します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○	◎	○	◎		◎	◎
指標	4店舗の合計*	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		206,963人	209,000人	211,000人	213,000人	215,000人	217,000人

*セツ塚ファーマーズセンター、みなみの恵み、グリーンライフ七生、ひらやまマルシェの購入件数を合算しています。

314	日野産農産物活用店舗の拡大						拡充
概要	スーパー、コンビニエンスストア等も含めた日野産農産物を販売する店舗や日野産農産物を活用する飲食店を増やし、農業をきっかけとしたまちの活性化を目指します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎		○	◎		◎	
指標	農産物活用飲食店数*	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		22か所					25か所

*この他にも日野産農産物を扱っているお店がありますが、全体数の把握が難しいため、セツ塚ファーマーズセンターから配送している飲食店数をカウントしています。

315	農福連携の推進						拡充
概要	農作業を通じ、直ちに一般就労が困難な方に対する就労への準備支援や障害者施設での農産物のジャムへの加工等、障害者等が自信や生きがいを持って社会参画できるよう活躍の機会を創出するとともに、多様な主体が農業に関わることで農業の活性化を図ります。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎		○	◎	○	◎	
指標	事業実施数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		6件					9件

(2) 環境に配慮した農業の推進



令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行され、持続可能な食料システムを実現するため、生産から消費まで環境負荷低減の推進が求められています。日野市では、令和4年に「気候非常事態宣言」を発出し、2030年に二酸化炭素排出マイナス46%、2050年に排出量実質ゼロを目標にしています。農業においても様々な脱炭素化に向けた取組みを推進します。

321	環境負荷低減の取組みの拡大						拡充
概要	栽培における化学農薬・化学肥料の使用低減だけでなく、流通・管理といったプロセスの効率化も促進します。南多摩農業改良普及センター、JA 東京みなみと連携し、技術の普及や農業者への必要な設備の整備を支援します。 環境保全型農業によって生産された農産物が生産にかかる労力に見合った価格で販売できるよう、消費者の理解を広げます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	○		◎	◎	◎
指標	東京都工口農産物*認証農家数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		23軒	→				30軒

*化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を東京都が認証する制度

322	環境に配慮した設備の導入支援						拡充
概要	近年では、循環扇の設置による温度ムラの改善等、様々な方法により、温室効果ガスの排出が少ない省エネ型の施設栽培への転換が求められています。 燃油暖房設備が設置された農業用ハウスにヒートポンプを導入するなど、環境に配慮した設備の導入を支援することで、重油などの化石燃料の消費を削減し、温室効果ガスの排出抑制を推進します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	○				◎	◎
指標	新規導入実績	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		2件	3件	1件	1件	1件	1件

323	落ち葉や剪定枝チップ、家畜ふん等を利用した循環型農業の推進						新規
概要	落ち葉や剪定枝チップ等の堆肥化や、市内の畜産農家と果樹・野菜農家が連携した耕畜連携の仕組みを検討します。持続可能な農業のため、輸入資源に頼っていた農業からの脱却を図り、出来る限り資源の地域内循環を目指します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
指標	新たな取組の検討	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		一部実施... → 検討..... → 施行					



(3) 農地や用水の保全

日野市では、この10年間で農地全体では約28%、水田については、約41%が減少しています。(農林水産省面積調査 平成22年～令和2年)残された農地の有効活用を図るため、貸借の支援を行います。また、水田や用水を保全するため、地域住民による保全活動を推進します。また、七ツ塚ファーマーズセンターを拠点とした農ある風景を保全するため、周辺農地の公有地化の検討を行います。

331	農地の貸借の支援						拡充
概要	日野市では、日野市農業経営基盤強化促進基本構想において、認定農業者・認定新規就農者による農地の利用を令和15年に23%とする目標を定めています(農地集積比率)。十分に活用されていない農地を認定農業者・認定新規就農者、または学校給食供給農家へ貸借ができるよう、貸し手借り手のマッチングを図ることで、経営耕地面積を確保するとともに、農地の保全に努めます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎	◎			◎	◎	◎
指標	貸借面積(累計)	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		26,448㎡ (19件)					

332	農地(生産緑地)の公有地化の検討						新規
概要	農地保全の方法の1つとして、農地の公有地化の検討を行います。 セツ塚ファーマーズセンター周辺農地の宅地化がすすみ、施設に近接している農地が減少しています。今後、援農ボランティアや新規就農者の支援拠点としてセンター機能を強化するため周辺の生産緑地の公有地化を検討し、農地保全につなげていきます。 その他の地域についても、日野市水辺環境整備計画に基づき、農業公園の整備等をすすめます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○	○			○	◎ (都市農・ 緑と清流課)	◎
指標	公有地化 の検討	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		未実施	→ 検討	→	調整	→	一部実施

333	市民ボランティアによる水田の保全						継続
概要	市民活動団体や地域コミュニティが行う水田の保全活動を推進します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎		◎	◎		◎	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				

334	学校給食における積極的な日野産米の活用						継続
概要	日野産米を、学校給食を通じた食育として提供する中で、地産地消を推進し、水田の保全につなげます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	◎			◎		◎ (都市農・ 学務課)	
指標	利用量	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		400kg	→				

335	地域による用水の維持管理						継続
概要	用水の維持管理の主体は各用水組合ですが、近年、組合員の減少や高齢化に伴い、組合員だけでの維持管理は限界となっています。用水守制度による市民ボランティアや地域住民の協力により、用水の維持管理を行っていきます。また、用水清掃等の機会を通じて市民へ水田・用水保全の理解を促進します。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
	○		◎	◎		◎ (都市農・ 緑と清流課)	
指標	用水清掃 実施回数	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		5回	→				

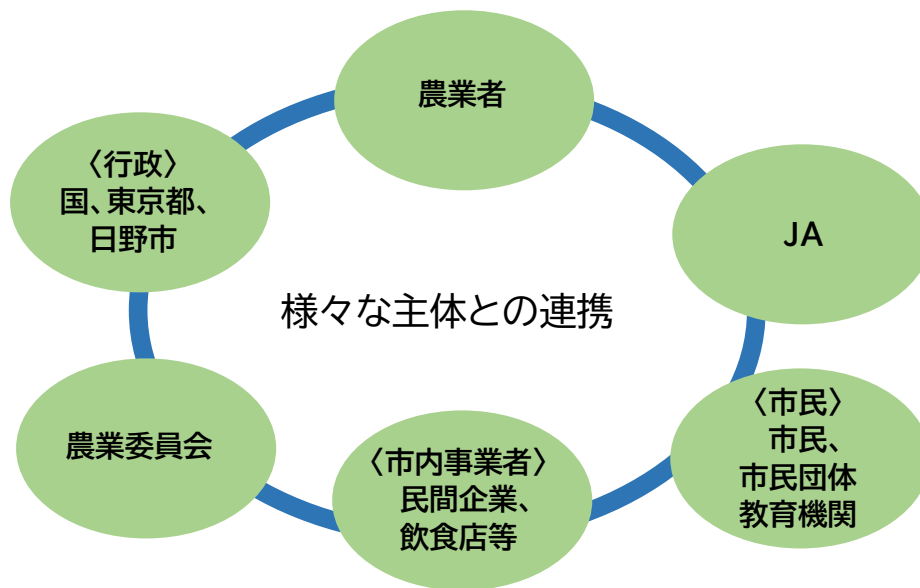
336	用水路の環境学習(小中学校での出前講座等)の実施						継続
概要	小中学校における用水路での環境学習を実施し、水田と用水路の保全への理解を促進し将来の農地保全につなげます。						
実施主体	農業者	JA	市民	企業・団体	農業委員会	市	都
						◎ (緑と清流課)	
指標	実施	現状	R6	R7	R8	R9	R10
		実施	→				

第5章 推進体制と役割

1. 計画の推進体制

第4次日野市農業振興計画の着実な展開のため、農業者、JA、市民(市民、市民団体、教育機関)、市内事業者(民間企業、飲食店等)、農業委員会、行政(国、東京都、日野市)が一丸となって日野市の農業の発展のために協力して取り組みます。

図5-1-1 第4次日野市農業振興計画の推進体制



2. 各主体の役割

(1) 農業者の役割

- ・農業の担い手、農地・農業環境の管理者として本計画を主体的に推進する
- ・消費者の需要に対応した農業生産、販売活動を展開する
- ・食育を推進する
- ・環境に配慮した農業を推進する
- ・市民、市民団体、民間企業等との連携を強化する

(2) JAの役割

- ・農業技術の指導や農業経営の支援を行う
- ・農業者と市民を結ぶ役割を果たすとともに、都市農業への理解促進を図る
- ・地場流通など、地産地消への協力を行う

(3)市民、市民団体、教育機関の役割

- ・日野市の農産物の消費により農業を支える
- ・農業体験などの農業関係のイベント等に積極的に参加する
- ・農業の理解者として農業者への支援を行う
- ・援農ボランティアに参加する
- ・子供たちに食農の大切さを伝える
- ・流通、マーケティング、加工等、教育機関の有する人材や情報を積極的に提供する

(4)市内事業者の役割

- ・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を結ぶ役割を果たす
- ・農産物の加工や流通に積極的に関わる
- ・地元農産物を飲食店等で積極的に使用する
- ・人材や経営のノウハウなどを提供する

(5)農業委員会の役割

- ・農業者に向けた広報活動を行う
- ・農地利用状況を把握し、適切な農地管理が行われるよう指導する
- ・農業者との意見交換等による意向の把握を行う
- ・認定農業者や後継者の経営改善の指導や支援を行う
- ・市民に都市農業に関する情報提供を行う
- ・農業施策について市へ提言を行う

(6)日野市の役割

- ・「第4次日野市農業振興計画」に基づく施策や支援制度を推進する
- ・計画に基づく必要な施設、設備を支援する
- ・計画に関する情報提供、進行管理を行う
- ・各団体や個人の農業を活性化するための活動や連携を支援する
- ・庁内推進体制の整備を行う
- ・東京都との施策連携及び、農業に関する規制・制度の改善に向けた国への要望を行う

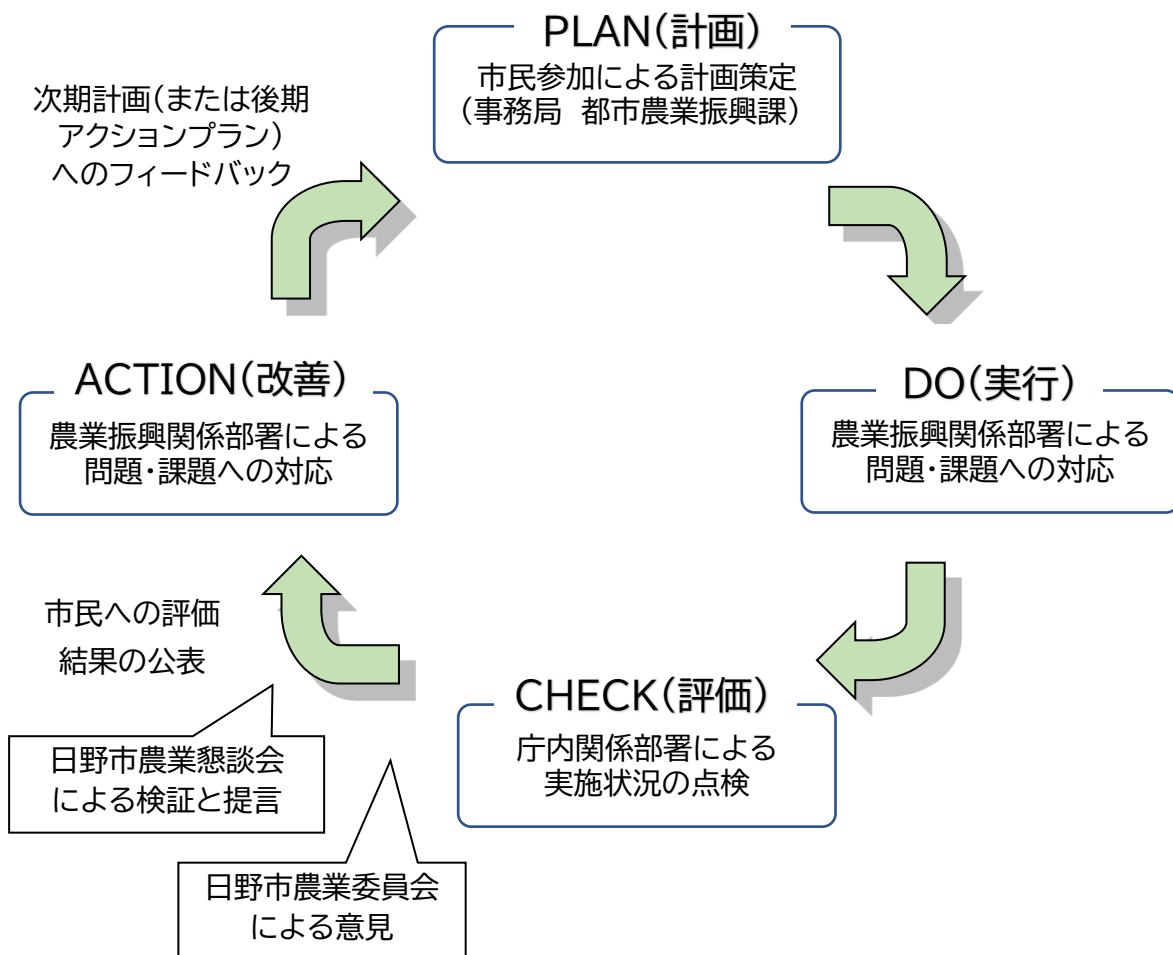
3. 計画の進行管理

計画期間中の評価体制については、本計画を着実に実行性のあるものとし、また効率的な事業展開をしていくため、PDCA サイクル(計画－実行－評価－改善)の考え方をを用いて、計画の推進状況評価を行います。

都市農業振興課(自己評価)、庁内関係部署による市役所内部の評価(庁内の評価)を行うとともに、農業委員会から提出される意見書への対応を行います。

また、日野市農業基本条例第8条に基づき、市長の付属機関として設置する「日野市農業懇談会」は、第4次日野市農業振興計画の前期アクションプランの中間検証及び施策の提言を行います。

図5-3-1 計画の進管理のイメージ図



< 資料編 >

○日野市農業基本条例

平成10年3月31日

条例第1号

改正 平成11年12月22日条例第27号 平成15年12月26日条例第37号

平成28年3月31日条例第4号

農業は、豊かな自然の恵みを受けて、長い歴史のなかで地域の特性を生かしながら新鮮で安全な農産物を供給し、市民生活の安定に大きな役割を果たしてきた。

また、生活基盤である農地は、日野市に残された貴重な自然として緑地や防災空間としてさらには生活に潤いを与える場所を提供するなど、良好な都市環境を保全していく上で多面的な機能を持っており、市民生活にとって重要なものとなっている。他方、農業を取り巻く状況は、地球規模での環境保全に向けた地球にやさしい農業の実現やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う自由化の進展、新食糧法の制定など農業の大きな転換期を迎えており、新たな発展の道のりを模索し始めている。

今この農地の持つかけがえのない自然環境に対し、市民の理解を得ながら「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を展開し、この産業を永続的に育成していくためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農業に関する基本理念を定め、日野市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業経営の安定化と市民への新鮮で安全な農産物の供給促進を図り、もって市民及び農業者の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 農業の振興は、新鮮で安全な農産物の供給を受け自然環境を享受するすべての市民にかかわる施策として、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 市民と自然が共生する農あるまちづくりを構築するためには、これを目的とするすべ

ての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

(農業施策の基本事項)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき農業施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 農業経営の近代化
- (2) 環境に配慮した農業
- (3) 地域性を生かした農業生産
- (4) 消費者と結びついた生産及び流通
- (5) 農業用水路の継続保全
- (6) 農業の担い手の確保及び育成
- (7) 農業者と地域住民との交流
- (8) 農地の保全
- (9) 災害への対応

(市の責務)

第4条 市は、前条の施策を推進するため、将来にわたった総合的な農業振興計画を策定し、実施する責務を有する。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、生産活動を行うに当たって市民への新鮮で安全な農産物の供給、環境保全等に十分配慮するとともに、市と連携を取りながら農業振興計画の実現に向け、努力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自然環境を保全し、新鮮で安全な農産物の生産を維持することができるよう市及び農業者に対し、協力するものとする。

(農業団体及び関係行政機関との連携)

第7条 市は、農業振興計画の推進に関して農業団体、東京都その他関係行政機関と連携を保ちながら施策実現に努めるものとする。

(農業懇談会)

第8条 農業施策の推進について、調査し、意見を求めるため、市長の附属機関として、

日野市農業懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

- 2 懇談会は、農業振興計画の見直しに係る事項について調査検討し、結果を市長に報告する。
- 3 懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
 - (1) 市民（公募による。） 3人
 - (2) 関係機関の代表 6人
 - ア 日野市農業委員会委員 2人
 - イ 農業協同組合の代表 2人
 - ウ その他行政機関の代表 2人
 - (3) 農業者 3人
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 8 懇談会は、会長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 懇談会の庶務は、産業スポーツ部において処理する。

（平成11条例27・平成15条例37・平成28条例4・一部改正）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成11年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成13年10月12日から、第4条の規定は平成13年2月19日から、第5条の規定は平成12年12月24日から、

第6条の規定は平成13年9月1日から、第9条の規定は平成11年8月9日付けで日野市教育委員会が委嘱し、又は任命した日野市余裕教室活用計画策定委員会委員の任期の末日の翌日から、第11条の規定は平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成15年条例第37号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成28年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

日野市農業経営基盤強化促進基本構想

1 将来における農業経営の目標

市では、日野市の農業の将来を担う中核的な農業者の経営基盤を強化するため、平成16年度から、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく認定農業者制度を実施しています。そこで、日野市における農業経営の方向を、①将来経営の目標、②経営の改善目標、③経営モデルの3点にまとめました。

農あるまちづくりをすすめる日野市として、都市環境と共存する農業地域づくりを目指し、安定した多角的農業経営の強化を推進します。

そのため、農業・農地の多面的な役割が發揮できるように努めるとともに、地産地消や市民との交流・協働の理念のもとに、市民に開かれた地域農業づくりに努めます。

10年後の将来目標を、次のように設定します。

販売農家数は79戸、認定農業者数は38戸、農地面積は9,300a、経営耕地面積は2,800a、認定農業者の経営耕地面積は2,100aを目標とします。

	実績値			推計値	目標値
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和15年 (2033年)	令和15年 (2033年)
販売農家戸数※1	169戸	150戸	120戸	75戸	79戸
認定農業者数※2	55戸	54戸	46戸	36戸	38戸
農地面積※3	19,300a	15,700a	13,900a	8,800a	9,300a
経営耕地面積※4	9,300a	7,600a	5,600a	2,700a	2,800a
認定農業者の 経営耕地面積※5	3,390a	3,070a	3,210a	2,000a	2,100a

※1 出典：販売農家戸数 農林業センサス(2010年～2020年)

※2 出典：認定農業者数 日野市資料

※3 出典：農地面積 面積調査(農林水産省)

※4 出典：経営耕地面積 農林業センサス(2010年～2020年)なお、販売農家の経営耕地面積を示す。

※5 出典：認定農業者の経営耕地面積 日野市資料

※6 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

- ・日野市の令和4年の新規就農者は2人であり、過去5年間、平均1.6人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。
- ・国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を踏まえ、日野市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。
- ・日野市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主とした生計が成り立つ年間農業所得の300万円程度（6 経営改善目標に示す地域の農業を担う経営モデルの目標の5割程度の農業所得）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた日野市の取組

- ・日野市における新規就農者への支援体制については、農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ、市内各種生産組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- ・2の(1)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に日野市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日野市における主要な営農類型については、7経営モデルに示す⑨の営農類型を指標とします。

4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特産品であるトマトや梨などの農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践

的研修のあっせん、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティアの育成、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、日野市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修のあっせん、交流会の実施等の支援を行う。

(2) 日野市が主体的に行う取組

日野市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南多摩農業改良普及センターやJ A東京みなみ等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修のあっせんや、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

日野市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

日野市は、東京都、日野市農業委員会、J A東京みなみ等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修のあっせん、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 東京都農業会議、東京都農地中間管理機構、日野市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

日野市は、J A東京みなみ等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、J A東京みなみ等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業

経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、東京都農地中間管理機構、日野市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

認定農業者等これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標として将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標を示す。

1 将来における農業経営の目標にあるように、令和15年の農地面積目標値は9,300aであり、認定農業者の経営耕地面積目標値は2,100aである。よって、令和15年の農地集積比率は23%となる。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

目標値
23%
(令和15年の認定農業者の経営耕地面積目標値2,100a/令和15年の農地面積目標値9,300a×100)

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていく。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）や農地中間管理事業等による農地貸借、農作業受委託を推進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講ずる。

6 経営の改善目標

日野市の農業を主となって支えていく農業経営の目標は、他産業並みの労働時間で、他産業従業者と遜色ない生涯所得と生活の豊かさの水準を確保できる経営を実現できる経営モデルを設定します。

なお、経営モデルは主な経営体系を記述したものであり、記述にないような他の経営体系でも認められる。

<基本的な目標>

- ・ 目標所得 1,000万円 (日野の農業をリードする経営モデル)
 400～600万円 (地域の農業を担う経営モデル)
 300万円 (農業の広がりを支える経営モデル)
- ・ 労働力 主たる従業者2人+補助従業者1～2人の家族経営雇用
 労働力を含む
- ・ 労働時間 主たる従業者1人当たり年間1,800時間

<経営改善指標>

- ① 地産地消・環境保 ----- 直接販売(個人・共同)、学校給食への供給、市内店舗等
 全型農業 への出荷
 有機農業の展開
 畜産廃棄物の環境対策と地域リサイクルの推進
- ② 消費者の理解と ----- 生産履歴の情報開示、体験型農業の実践、子どもと農業
 協力 のふれあい、東京都エコ農産物認証制度、援農制度の活用
- ③ 多角化経営 ----- 栽培品目の複合化、多角化、高付加価値型の特産物や加
 工品の生産、水耕栽培、周年栽培、酪農教育ファームの
 導入
- ④ 販売方法 ----- 立地を生かした販売(個人・共同直売所)、宅配便、イン
 ターネット販売、高付加価値をつけた有利販売、契約栽
 培、共同出荷
- ⑤ 主な施設・機械 ----- トラクター、防除機、フォークローダー、土壌消毒、
 パイプハウス、堆肥場、防鳥ネット、防薬シャッター、
 果樹棚、鉄骨ハウス、加工直売施設 等
- ⑥ 経営管理の方法 ----- 複式簿記による農業経営と家計の分離、青色申告の実
 施、パソコンの活用による販売管理
- ⑦ 農業従事の態様 ----- 定期的な休日制や給料制の導入、家族経営協定の締結、
 農業パートの活用、援農制度の活用

7 経営モデル

7. 経営モデル		経営改善指標										所得目標 (万円)
営農モデル	経営規模 (経営耕地)	営農モデル		②消費者の理解と協力	③多角化経営	④販売方法	⑤主な施設・機械	⑥経営管理の方法	⑦農業従事者の態様	所得目標 (万円)		
		主たる生産物と 作付け短・面積	経営規模 (経営耕地)									
野菜	60a	①露地野菜経営	1.20a (60a × 2)	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産 ・水耕栽培 ・周年栽培	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・パイプハウス、トラク ター、直売所、堆肥場、 防除機、保冷車、耕転 機、梱包機、野菜洗浄 機、加工施設、加工機械	・様式簿記による農業経 営と家計の分離 ・青色申告の活用 ・パソコンの活用による 販売管理	⑦農業従事者の態様 ・定期的な休日制・給料 制の導入 ・家族経営協会の結成 ・農業パートナーの活用 ・授産制度の活用	300		
		②施設野菜経営	施設野菜30a		・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・果樹園、防鳥ネット、油 粕肥、トラクター、灌 水施設、坊葉シャッ ター、消毒機械、直売 所、加工施設		600			
果樹	30a	③果樹経営	梨 20a ブドウ 10a	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・果樹園、防鳥ネット、油 粕肥、トラクター、灌 水施設、坊葉シャッ ター、消毒機械、直売 所、加工施設		600			
		④果樹経営	ブルーベリー (観光) 30a	・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・果樹園、防鳥ネット、油 粕肥、トラクター、灌 水施設、坊葉シャッ ター、消毒機械、直売 所、加工施設		300			
花卉・花木	10a	⑤花卉経営	ハウス栽培 10a	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・温室、給水装置、上履 消毒機、堆肥場、土壌 検出機、動力噴霧器、環 型型目袋、養液栽培装 置、保冷車		300			
		⑥花木経営	露地栽培 50a ハウス栽培 10a	・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・高倉、自動給餌、堆肥 舎、乾燥施設、トラク ター、強制発酵施設、脱 臭装置		1000			
畜産	200a	⑦畜産経営	採卵鶏 6,000羽	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・高倉、自動給餌、堆肥 舎、乾燥施設、トラク ター、強制発酵施設、脱 臭装置		1000			
		⑧酪農・自家産乳製品加工 経営	経営牛55頭 乳製品	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・高倉、自動給餌、堆肥 舎、乾燥施設、トラク ター、強制発酵施設、脱 臭装置		1000			
複合経営	70a	⑨露地・施設野菜 複合経営	施設野菜20a 露地野菜100a (50a × 2)	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・パイプハウス、トラク ター、直売所、堆肥場、 防除機、保冷車、耕転 機、梱包機、野菜洗浄 機、加工施設、加工機械		500			
		⑩果樹・野菜複合経営	果樹 露地野菜 40a (20a × 2)	・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・パイプハウス、トラク ター、直売所、堆肥場、 防除機、保冷車、耕転 機、梱包機、野菜洗浄 機、加工施設、加工機械		500			
複合経営	60a	⑪体験農園・野菜 複合経営	体験農園 30a 露地野菜 30a	・生産履歴の情報開示 ・体験型農業の実践 ・子どもと農業のふれあ い ・東京エコ農産物認証制 度 ・授産制度の活用	・販売品目の複合化、多 角化 ・高付加価値型の特産農 産物や加工品の生産	・高付加価値をつけた有 利販売 ・立地を活かした販売 (個人・共同直売所) ・インターネット販売 ・共同出荷 ・宅配便 ・契約栽培	・パイプハウス、トラク ター、直売所、堆肥場、 防除機、保冷車、耕転 機、梱包機、野菜洗浄 機、加工施設、加工機械		400			
		●1.0aあたり目標生産 露地野菜 露地野菜 (20a (10a × 2回転)) 施設野菜 10a 果樹 20a	80万円 100万円 200万円									

8 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、日野市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、日野市、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA東京みなみ、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を都市農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、市街化調整区域内の農用地等が含まれるように設定する。

日野市は、地域計画の策定に当たって、都・日野市農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

① 農用地利用改善事業の実施の促進

日野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

② 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

③ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、②に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

④ 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑤ 農用地利用規程の認定

ア ②に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け経営第 564 号農林水産省経営局通知）様式第 4 号の認定申請書を日野市に提出して、農用地利用規程について日野市の認定を受けることができる。

イ 日野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) ④のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 日野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日野市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑥ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア ⑤のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、④のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 日野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について⑤のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑤のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑤のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が②に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑦ 農用地利用改善団体の勧奨等

ア ⑤のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

⑧ 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 日野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 日野市は、⑤のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南多摩農業改良普及センター、日野市農業委員会、JA東京みなみ、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ、一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(3) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

① 農作業の受委託の促進

日野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

② 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

③ 農作業の受委託を促進するための環境整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(4) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

① 推進体制等

ア 事業推進体制等

日野市は、日野市農業委員会、南多摩農業改良普及センター、J A東京みなみ、土地改良区等の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力で推進する。

イ 農業委員会等の協力

日野市農業委員会、J A東京みなみ、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるも

のとし、日野市は、このような協力の推進に配慮する。

9 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日一部改正をする。

なお、この一部改正により、第 2 次日野市農業振興計画・アクションプラン中の日野市農業経営基盤強化促進基本構想についても、変更がなされたものとする。

3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日一部改正をする。

4 この基本構想は、令和 5 年 9 月 26 日一部改正をする。

第4次日野市農業振興計画策定委員会 開催経過

年月日	項目	内容
令和5年5月18日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の互選 ・策定委員会の進め方とスケジュールについて ・日野市農業懇談会からの第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン中間検証の結果報告および(仮称)第4次日野市農業振興計画の策定に向けた提言について ・市民農園利用者アンケート、市民アンケート、農業者アンケートの結果について ・検討作業 ①第2章「日野の農業の現状と課題」
令和5年6月27日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業 ①第3章「1. 日野の農業の振興目標」 ②第3章「2. 10年後の日野の農業の姿」 ③第3章「3. 日野の農業の振興施策の●本の柱」の検討のためのブレインストーミング
令和5年7月28日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業 ①第4章「1. 日野らしい農業経営」
令和5年8月22日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業 ①第4章「2. 市民の暮らしとつながる農業」
令和5年10月17日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業 ①第4章「3. 持続的な地域循環」
令和5年11月21日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業 ①素案の全体修正
令和5年12月11日 ～ 令和6年1月15日	パブリックコメント	第4次日野市農業振興計画・アクションプラン(素案)に対する意見募集
令和6年1月30日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの意見概要、振興計画への反映について

第4次日野市農業振興計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属	職名	種別	策定委員会 役職
1	旗野 利之	日野市農業団体連合会	会長	市内農業者①	
2	梅村 桂	(株)ネイバースファーム	代表取締役	市内農業者②	
3	馬場 裕真	日野市農業委員会	農政部会長	農業委員会委員	委員長
4	七種 和宏	東京南農業協同組合 日野七生地区指導経済課 営農センター	課長補佐	JA 職員	
5	金井 望	一般社団法人 東京都農業会議		東京都農業会議	
6	野島 智佳子			公募市民①	副委員長
7	齊藤 佳花			公募市民②	
8	鎌田 純徳	東京都農業振興事務所 農務課		東京都職員①	
9	直井 樹	南多摩 農業改良普及センター		東京都職員②	
10	青木 奈保子	日野市産業スポーツ部	部長	産業スポーツ部長	
11	吾郷 勝	日野市都市農業振興課	課長	都市農業振興課長	

第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン

検証の結果報告

および

(仮称)第4次日野市農業振興計画策定に向けた提言

はじめに

日野市では、平成25年度に「第3次日野市農業振興計画・アクションプラン みんなでつくろう次世代につなぐ日野の農業」が策定され、令和元年度に「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」が策定されました。令和5年度は、これらの計画・アクションプランの最終年度にあたります。

日野市農業懇談会では、令和元年度から令和4年度にかけて、この「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」の検証を行ってまいりました。今回の提言は、この検証の結果を報告すると共に、検証の結果を踏まえ「(仮称)第4次日野市農業振興計画」策定に向けた提言とします。

令和5年5月

日野市農業懇談会 会長 籬野 利之

1. 第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン検証の結果報告

日野市農業懇談会では、令和元年度から令和4年度にかけて、この「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」の検証を行いました。

「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」は、1つの振興目標、3つの振興施策、13のアクションプラン、42の施策内容 94項目から成り立っています。各年度末に、主管課である都市農業振興課より実施状況の報告を受け、その都度意見を述べてきました。以下のとおり、令和元年度から令和4年度の実施状況報告と検証をまとめました。

※参照 4～8 ページ 第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン の実施状況報告一覧

振興目標 みんなでつくり 次世代につなぐ日野の農業

振興施策 1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立(アクションプラン 5 39 項目)

達成/実施	○	25
一部達成/一部実施	△	11
未達成/未実施	×	2
該当なし	-	1

振興施策2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進(アクションプラン 4 31 項目)

達成/実施	○	24
一部達成/一部実施	△	4
未達成/未実施	×	3
該当なし	-	0

振興施策3. 次世代につなぐコミュニティ農業の確立 (アクションプラン 4 24 項目)

達成/実施	○	17
一部達成/一部実施	△	7
未達成/未実施	×	0
該当なし	-	0

施策総合計 (アクションプラン 13 94 項目)

達成/実施	○	66	70%
一部達成/一部実施	△	22	23%
未達成/未実施	×	5	5%
該当なし	-	1	1%

未達成/未実施

- ・農業者の理解促進のための運用要領作成 新規項目
- ・用水路の環境学習(小中学校での出前講座等) [現状] 6校 ⇒ [目標] 10校 拡充項目
- ・学校給食契約栽培品目 供給農家との拡大品目検討 新規項目
- ・剪定枝チップ、落葉等の堆肥化 継続項目
- ・日野農業応援団(日野グリーンさぽーたーず)登録者への特典付与 新規項目

該当なし

- ・大規模災害時の国等支援策の活用 継続項目

令和元年度から令和4年度の都市農業振興課の報告を総合した結果、達成/実施または一部達成/一部実施された項目88項目で全体の94%、未達成/未実施の項目は5項目で全体の5%であり、概ね達成できていると評価します。未達成/未実施であったり、拡充の必要がある下記の項目について意見をまとめました。以下の3項目について懇談会の意見とします。

1. 農地の多面的利用について

- ・防災協力農地について、土地所有者との協定の締結を進める。
- ・防災兼用井戸について、市民へ周知し、防災訓練等での活用の機会を増やす。

2. 生産緑地(特定生産緑地)の貸借の支援について

- ・貸借の制度を広く周知し、丁寧なマッチングを進める。
- ・十分に活用されていない農地の活用方法を検討する。

3. 女性農業者の支援について

女性農業者や女性農業者団体への支援を継続的に行い、様々な場面で女性が活躍できる機会を増やす。

第3次日野市農業振興計画・後期アクションプランの実施状況報告（令和元年度～令和4年度）

新 新たに実施
 拡 前期の事業内容・手法
 強 前期の事業内容・手法を
 継 前期の事業内容・手法

施策の内容と具体的な実施事項	令和元年～令和4年度 ○達成/実施 △一部達成/一部実施 ×未達成/未実施
1. 永続的に農業経営ができる強い日野農業の確立	
(1) 都市農地の多面的機能を活かし農地を守るまちづくりを進めよう	
①農地の多面的機能(防災・環境・教育)への理解促進	
ア) 防災協力農地看板設置及び周知 [現状] 3か所 ⇒ [目標] 18か所	拡 充 △
イ) 農業体験イベント(親子栽培塾、料理教室等)の開催 [現状] 年間31回 ⇒ [目標] 年間40回 (セツ塚ファーマーズセンター)	拡 充 △
ウ) 市公式ホームページ、広報ひの農業特集号(6/15号)、マスメディア及びSNS等を活用した幅広い情報発信	強 化 ○
②特定生産緑地への移行推進(2022年問題にむけて) (注1)下段に用語説明	
ア) 制度の周知と移行誘導(個別訪問等) [現状] 平成30年度特定生産緑地受付 121人/464人(26%) 29.7ha/111.27ha(26%)	強 化 ○
イ) 生産緑地(特定生産緑地含む)を示す表示板の設置(計画含む) [対象] 615筆	新 規 △
③生産緑地(特定生産緑地)の貸借の支援	
ア) 都市農地貸借円滑化法の周知	強 化 ○
イ) 農業経営の拡大を目指す意欲ある農業者と貸したい農業者とのマッチング	継 続 ○
ウ) マッチングを図るための農地情報のデータベース化	新 規 △
④農地を残す土地区画整理事業の推進	
ア) 区画整理事業区域内の点在農地の集約化	継 続 ○
イ) 区画整理事業用地の一時的な学校給食供給用農地としての利用拡充 [現状] 8,927㎡ ⇒ [目標] 15,000㎡	拡 充 △
⑤防災協力農地の拡大	
ア) 農業者の理解促進のための運用要領作成	新 規 ×
イ) 防災協力農地の創出 [現状] 3か所 ⇒ [目標] 18か所	拡 充 △
⑥防災兼用農業用井戸の設置支援	
ア) 防災兼用農業用井戸の設置拡大 [整備実績] 平成29年度 5か所 [整備予定(目標)] 令和元年度5か所、令和2年度4か所、令和3年度4か所 : 合計18か所	拡 充 ○
イ) 地域における防災訓練 [現状] 1か所 ⇒ [目標] 18か所	新 規 △
⑦都市農業推進のための国・都への要望活動	
ア) 全国市長会及び都市農地保全推進自治体協議会等を通じた要望活動の実施 [要望項目] ①農業用施設等に相続税納税猶予制度の適用 ②自治体が農地を買い取る場合の財政支援 ③就農希望者や農地を拡大したい農業者への財政支援策	継 続 ○

⑥都市農業シンポジウムで農業への理解を深めよう		
ア) 都市農業シンポジウムの開催 【実績(令和元年度)】 第16回 テーマ「都市農業の新時代に向けて ～若手農業者のコミュニティ～」	継続	○
(2)日野の貴重な財産である水田・用水を市民と農業者で守ってこう		
①日野産米の活用		
ア) 黒米等の栽培支援及び販路開拓支援 【現状】栽培農家:1軒 ⇒ 【目標】3軒	新規	△
イ) 学校給食における積極的な日野産米の更なる活用 【現状】1,349kg ⇒ 【目標】1,500kg	拡充	△
②水田の農業体験イベント		
ア) 小学校での農業体験授業の拡充 【現状】農業体験授業 13校 ⇒ 【目標】17校(全校展開)	拡充	○
イ) 中央公民館での「田んぼの学校」の充実(用水の座学)	拡充	○
③市民ボランティアによる水田の保全		
ア) 「NPO法人日野人・援農の会」による援農ボランティア活動継続及び要望農家の支援拡充	拡充	○
イ) 市民活動団体や地域コミュニティ等による取組みに対する支援	新規	○
④用水の維持管理を地域や市民で行おう		
ア) 用水守及び「NPO法人日野人・援農の会」による用水維持管理 【実績】清掃回数4回/年(日野用水1回、豊田・堀之内用水2回、上田用水1回) 【目標】用水守410人⇒450人、援農ボランティア40人⇒60人	強化	○
イ) 用水路の環境学習(小中学校での出前講座等) 【現状】6校 ⇒ 【目標】10校	拡充	×
(3)魅力ある農業経営により日野の農業を元氣いっぱいにしてよう		
①農業者が開設する農業体験農園の整備推進 【現状】4園 ⇒ 【目標】6園		
ア) 農業経営の安定化、拡大を図るための個別訪問による開設誘導	新規	○
イ) 開設及び運営支援 ・農業体験農園事業補助金(開設・運営補助金)	継続	○
②認定農業者の拡大・支援		
ア) 個別ヒアリング 【現状】50名 ⇒ 【目標】60名	拡充	○
イ) 市補助金の上限拡大	継続	○
ウ) 公的補助金の優遇、低利の融資制度、農業経営関連及び簿記講習会の無料受講、 農業者年金の保険料助成	継続	○
③経営改善に意欲的に取り組む農業者への営農施設等整備支援		
ア) 農業者のニーズの把握及び情報提供(個別ヒアリング)	新規	○
イ) 農作業の効率化や労働力削減及び新しい栽培技術導入に対する施設整備	強化	○
④獣害対策支援		
ア) 箱わな等購入及び捕獲動物処分	継続	○
⑤台風等被害状況の早期把握		
ア) 関係機関と連携した被害状況の早期把握	新規	○
イ) 大規模災害時の国等支援策の活用	継続	—
(4)農・商・工・観光及び産・学・官・民・金の連携		
①連携ネットワークの充実・発展		
ア) 日野産農産物活用店舗の把握及び拡大	新規	○
イ) 市公式ホームページ及び広報ひの農業特集号(6/15号)、マスメディア及びSNS等を活用した 幅広い情報発信	強化	○
②農業と福祉が連携した事業の支援		
ア) 農業と福祉が連携した事業の創出・拡大 【現状】3件 ⇒ 【目標】8件	拡充	△
(5)日野の農産物の付加価値向上		
①日野ブランド構築と地域連携型6次産業化商品開発支援		
ア) 日野産農産物を活用した加工品の開発支援 【現状】「PREMIUM TOYODABEER」他20品目 ⇒ 【目標】30品目	拡充	△
イ) 日野市ゆかりの農産物の種の保存(東光寺大根、平山陸稻等)	新規	○

施策の内容と具体的な実施事項		令和元年～令和4年度 ○達成/実施 △一部達成/一部実施 ×未達成/未実施	
2. 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進			
(6) 学校給食に日野農産物をもっと利用しよう(目標利用率25%以上)			
①供給用農地拡大・支援			
ア) 区画整理事業用地の一時的な学校給食供給用農地としての利用拡充 [現状] 8,927㎡ ⇒ [目標] 15,000㎡	拡充		○
イ) 都市農地賃借円滑化法を活用した、学校給食供給用農地の拡大	新規		○
②供給農家の拡大支援			
ア) 契約栽培品目等奨励金	継続		○
イ) 供給用備品等購入補助	継続		△
ウ) 援農ボランティアの優先派遣	継続		○
エ) 学校給食供給事業への参加誘導(個別訪問)	新規		○
オ) 運搬支援事業 [現在] 7校	継続		○
カ) 新たな運搬支援事業 [目標] 25校(全校展開)	新規		△
③契約栽培の品目拡大(8品目⇒10品目)			
ア) 供給農家との拡大品目検討	新規		×
イ) 学校栄養職員との意見交換とニーズ把握	新規		○
④学校給食コーディネーターによる供給率拡大			
ア) 安定した供給量と品質維持(出荷調整会議:毎月末に開催)	継続		○
イ) 消費量とニーズ品目の情報共有	新規		○
ウ) 作付け調整会議(供給農家、学校栄養職員、学校給食コーディネーター) [目標] 年2回	新規		△
(7) 環境にやさしい農業の推進			
①環境保全型農業の推進			
ア) 東京都エコ農産物認証農家の拡大 [目標]東京都エコ農産物認証制度認証取得農家 15軒 ⇒ 20軒	拡充		○
イ) 市補助金の上限拡大	拡充		○
ウ) 消費者に対する理解促進	強化		○
②落ち葉・剪定枝チップ等を利用した循環型農業の推進			
ア) 剪定枝チップ、落葉等の堆肥化	継続		×
(8) 地産地消を推進しよう			
①消費者と生産者をつ結び付ける顔の見える農業の推進			
ア) 即売会(市役所1階、産業まつり、暮れの即売会等) [現状] 6カ所 ⇒ [目標]10カ所	拡充		○
イ) 販売店等における生産者紹介パネル等の掲示 [目標] パネル展示3カ所	新規		○
ウ) 女性農業者の会「みちくさ会」の日野産野菜料理教室 [現状] 1回 ⇒ [目標] 3回	拡充		△
エ) 女性農業者の会「みちくさ会」の日野産野菜レシピ活用による消費拡大	拡充		○
②日野産農産物等のPRの場を充実させよう			
ア) 「七ツ塚ファーマーズセンター」や「みなみの恵み」で行う「農」のイベント [現状] 31回 ⇒ [目標] 40回 (七ツ塚ファーマーズセンター)	拡充		○
イ) 駅周辺や公共施設等でのPR活動、マスメディア及びSNS等を活用した幅広い情報発信と産業まつりにおけるPR活動の充実	強化		○
③日野産農産物の利用に取組んでいる店舗の発掘・推進・PR			
ア) 販路拡大に向けた日野産農産物の栽培一覧作成	新規		○
イ) 事業者と農業者のマッチング創出(相談窓口設置)	新規		○
④日野農業応援団(日野グリーンさぼーたーず)を活用し、日野の農業を応援しよう			
ア) 登録者の拡大とSNS等による最新情報の発信	強化		○
イ) 登録者への特典付与(日野産農産物購入)	新規		×

(9) 第3期日野市食育推進計画(平成29年~令和3年)の推進		
①食育の推進		
ア) 学校給食における日野産農産物の更なる活用	拡 充	○
イ) 農業体験農園や民営市民農園の利用促進	拡 充	○
ウ) 日野産農産物等を販売する直売所の情報発信(マスメディア及びSNS等、情報発信の方法を充実)	強 化	○
エ) 食育イベントの推進(七ツ塚ファーマーズセンター等)	拡 充	○

施策の内容と具体的な実施事項	令和元年～令和4年度 ○達成/実施 △一部達成/一部実施 ×未達成/未実施
----------------	--

3. 次世代につながるコミュニティ農業の確立

(10) 農業の担い手を育てていこう

①農業後継者・Uターン就農者・新規就農者の支援		
ア) 各種研修制度の紹介及び斡旋	継続	○
イ) 新規就農希望者の情報収集	新規	○
ウ) 営農支援（施設整備、農業用機械導入等）	新規	○
エ) 生産緑地（特定生産緑地）貸借の支援	新規	○
オ) 顔の見える関係づくり（コミュニティ形成）	新規	○
②女性農業者の経営参画の推進及び起業創出		
ア) 「家族経営協定経営体」の拡大 [現状] 4件 ⇒ [目標] 8件	拡充	△
イ) 女性農業者の起業・創業支援（創業相談窓口、起業スクール、PlanTビジネスセミナー）	新規	○
ウ) 女性農業者の会「みちくさ会」の活動支援（会員増、加工品開発・製造等）	強化	○

(11) 援農で支える日野の農業の推進

①農の学校の持続可能な運営		
ア) 援農ボランティア数拡大のための運営改善（募集、PR等）	新規	△
②緊急・繁忙期における援農体制		
ア) 「NPO法人日野人・援農の会」による特別援農班、野菜栽培塾の開催	継続	○
イ) JAIによる営農支援事業	継続	○

(12) 農作業を体験することができる環境の整備と市民交流

①農業者が開設する農業体験農園の整備推進 [現状] 4園 ⇒ [目標] 6園		△
②市民農園の整備（市営・民営）		
ア) 都市農地貸借円滑化法を活用した市営市民農園の整備 [宅地化農地での開設から生産緑地（特定生産緑地）での開設への移行]	強化	○
イ) 民営市民農園の開設 [現状] 3園 ⇒ [目標] 6園	拡充	△
③学童農園での農業体験 [現状]学童農園数 13校 ⇒ [目標] 17校(全校展開)		
ア) 農業体験カリキュラムの充実	拡充	○
イ) 候補地及び指導者（農業者）の選定支援	拡充	○
④食農体験事業		
ア) 「七ツ塚ファーマーズセンター」及び「みなみの恵み」での食農体験事業（親子栽培塾、料理教室等） [現状] 年間31回 ⇒ [目標] 年間40回（七ツ塚ファーマーズセンター）	拡充	△

(13) 日野の農業の発信拠点「七ツ塚ファーマーズセンター」から日野の農業を発信しよう

①みどり ^{どころ} （日野農産物販売所）		
ア) 店頭での新鮮な日野産農産物販売と定食の提供	拡充	○
イ) 出張販売による新鮮な日野産農産物の販売	拡充	○
ウ) 市内飲食店への新鮮な日野産農産物の提供 [現状] 19店舗 ⇒ [目標] 30店舗	拡充	△
エ) 加工品開発に向けた事業者とのマッチング	拡充	○
②発信事業		
ア) 日野産農産物を活用した各種講座 [現状] 31回 ⇒ [目標] 40回	拡充	△
イ) 交流農園を活用した農業体験	拡充	○
③農業・化学肥料や堆肥使用など農業への理解を深めよう		
ア) JAIによる各種講習会（春の土づくり講習会・農のなんでも講習会） [現状] 2回	継続	○

2. (仮称)第4次日野市農業振興計画策定に向けた提言

「1. 第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン検証の結果報告」を踏まえ、特に次期計画において取り上げて欲しい、また、実現に向けて期待する5項目について以下のとおり提言します。

1. 生産緑地の貸借と担い手(新規就農者)への支援

第3次農業振興計画へも後期アクションプラン策定の際に追加されましたが、平成30年度に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(円滑化法)」による農地貸借の支援については、特に規模拡大を目指す農業者や農外からの新規就農者への支援を次期計画でも継続・拡充を望みます。今後も農業者の高齢化が進む中、農地を貸したい・借りたい農業者が増えていくと予想されます。行政、農業委員会と農協が農業者に寄り添い、きめ細かく貸借を支援することで、農業者の高齢化による農地の遊休化防止にも役立ち、ひいては農地の減少も抑えることになると考えます。

2. 環境に配慮した農業への支援

気候変動や生物多様性の低下等、食料システムをとりまく環境が変化する中、令和4年に「みどりの食料システム法」が制定され、生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組が求められています。また、世界情勢の変化により飼肥料をはじめとする農業生産資材が高騰し、輸入資源に頼っていた農業から持続可能な農業への転換も迫られています。

最初の段階として、第3次農業振興計画において東京都エコ農産物認証農家数が目標値を達成されたことを評価します。有機農業への転換は困難もありますが、次の段階として、現実に即し段階的なレベルアップを目指し、継続・拡充を望みます。また、そうした動きを市民に周知し、理解を促進していく必要もあると考えます。最後に、畜産農家から出る家畜ふん堆肥等を有機質資材として市内に循環活用できるような耕畜連携システムを新たに検討するよう提案します。

3. DX 技術の活用・普及やスマート農業等新技術導入等の支援

第3次農業振興計画においても、認定農業者や経営改善に意欲的に取り組む農業者への営農施設等整備支援について、きめ細かいヒアリングを行い補助事業を実施しているとの報告を受けております。次期計画においては、既存の技術に加え、生産性を高めるためICTやIoT、AIを取り入れた新技術の導入等、スマート農業の実践に向け、補助事業の制度等を周知し、継続・拡充していくことを要望します。

4. 情報発信や活用で地産地消のさらなる推進

第3次農業振興計画においても日野市ホームページ上での庭先販売・直売所マップの掲載やSNSでの情報発信を進めているとの報告を受けていますが、次期計画では、直売所がより魅力的で利用しやすいものとなるように、直売所同士が連携できる仕組みや新しい技術を取り入れた流通の仕組みの導入・普及を図って欲しいと考えます。また、新しいライフスタイルや多様化するニーズに合わせ、子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が地産地消に興味をもって参加できる農業体験事業や食育事業を検討願います。

5. 女性農業者の活躍への支援

第3次農業振興計画においても、地産地消の推進のなかで女性農業者の会「みちくさ会」への支援が実施されていますが、次期計画においても女性農業者（みちくさ会、認定農業者や認定新規就農者等）の活動支援を継続していくと共に、今後、農業経営に携わる女性が増えていくよう、女性がより働きやすい具体的な施策（※）の展開を期待します。

※例：出産や育児への支援（東京都農業振興プラン 25 ページ）

おわりに

日野市農業懇談会では、平成25年（2013年）に「第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン中間検証の結果報告および第3次日野市農業振興計画の策定に向けた提言」をしました。

その内容は**1.水田の保全、2.NPO法人や市民団体と連携した体験農園の推進、3.都市農地保全・援農制度の充実について、4.学童農園等へ農業者が指導する際の仕組みづくり、5.日野産農産物の6次産業化の推進**の5項目についてです。その後10年の月日を経て、水田を含む農地面積は減少しましたが、生産緑地の貸借を可能にした「円滑化法」により全国で初めてとなる生産緑地の貸借による新規就農者が日野市に誕生し、若手農業者の団体も発足しました。体験農園は、10年間で1農園（1,506㎡）が増えました。援農ボランティア養成講座「農の学校」は令和5年度で19期目に入り、援農ボランティアとして活躍する方は年間100名以上となり、近年は若い世代や女性も増えています。食育事業の一環として、農業体験授業を小学校全17校に実施することができました。農業の6次産業化については、平成27年に「豊田ビール」の復刻、平成30年に日野産大麦100%を使った「プレミアム豊田ビール」を限定販売、直近では、明星大学学生がアイデアを出し姉妹都市岩手県紫波町産のもち米と日野市産のさつま芋を使った「まん福」を市内和菓子店で販売する等、取組が進んでいるとの報告を受けております。私たちは、今回の提言が、継続性を持ちつつ、より積極的で、尚且つ市民参加型の新しい農業施策の推進につながり、日野の農地・農業が守られていくことを願っています。

第 8 期

日野市農業懇談会委員名簿

(任期 : 2021年5月18日～2024年5月17日)

No.	氏名	条例上の 表記	備考 (役職等)
1	はたの としゆき 籾野 利之	農業者 3人	市内農業者 (日野市農業団体連合会 会長)
2	あがわ さとし 阿川 暁史		市内農業者 (日野市農業団体連合会 副会長)
3	ひじかた きょうこ 土方 京子		市内農業者 (みちくさ会)
4	いわさわ ひろし 岩沢 宏	日野市農業 委員会委員 2人	日野市農業委員会 会長
5	かねこ みねお 金子 峰男		日野市農業委員会 会長職務代理
6	きくち ゆたか 菊池 豊	その他行政 機関の代表 2人	東京都南多摩農業改良普及センター所長
7	のせ ともし 野瀬 友利		東京都農業振興事務所 農務課長
8	みやさか ゆきひと 宮坂 幸仁	農業協同組 合の代表 2人	東京南農業協同組合 日野支店支店長
9	ひじかた ゆうじ 土方 勇二		東京南農業協同組合 七生支店支店長
10	さいとう えりこ 齊藤 江利子	市民公募	市民公募者
11	ほあし ちえこ 帆足 千栄子	市民公募	市民公募者
12	みやざわ かずみ 宮澤 和美	市民公募	市民公募者

※ 敬称略。委員については順不同

市内の直売・即売店舗一覧

	名称	住所	運営主体
1	日野市立 七ツ塚ファーマーズセンター 	日野市新町 5-20-1	日野市
2	Farmer's market 東京 みなみの恵み 	日野市万願寺 6-31	東京南農業協同組合
3	グリーンライフ七生 (七生経済店) 	日野市三沢 3-53-15	東京南農業協同組合
4	平山農産物直売所 マルシェひらやま 	日野市平山 5-18-19	東京南農業協同組合

写真:1 日野市都市農業振興課、2~4 JA 東京みなみホームページ

日野市で生産される主な農産物

特産品	概要
<p>トマト</p> 	<p>日野のトマトは「桃太郎」系と「ファーストトマト」系の二つが主流である。3月ごろからハウス栽培の「桃太郎」の販売が始まり、4月中旬を過ぎると「日野ファースト」と名付けられたトマトが出回る。</p> <p>平成21年度からは、生産量の拡大や品質の安定を図るため、樽栽培システムという新たな方法で栽培を開始している。</p>
<p>梨</p> 	<p>日野市での梨栽培は、昭和初期頃から始まり、もぎたての梨の直売や宅配による全国発送が行われている。</p> <p>8月から収穫が始まる「幸水」から「稲城」「豊水」「あきづき」そして巨大梨の「新高」を主として11月ごろまで秋の味覚を楽しむ。</p>
<p>ブルーベリー</p> 	<p>日野市では、昭和60年代に新井地区で摘み取り園が開園し、遠方からも多くの来客があり、現在は12園となっている。また、平成10年に「日野市ブルーベリー研究会」が発足し、東京都と日野市の支援により作付面積が増加した。</p> <p>なお、7月から9月上旬までブルーベリーの摘み取りが楽しめる。</p>
<p>ぶどう</p> 	<p>日野市で栽培されている「ぶどう」の主力は「高尾」という品種で、立川市にある東京都農林総合研究センター(旧 東京都農業試験場)で巨峰の実生から選抜した東京生まれの品種である。巨峰よりやや小ぶりで果肉は締まり、甘みが強い種なしぶどうである。</p> <p>最近では「シャインマスカット」など様々な品種の栽培にも取り組んでいる。</p>
<p>りんご</p> 	<p>代表的な品種は「陽光」と「ふじ」。摘み取りが楽しめるほか、学校給食にも利用されている。</p>

東光寺大根



日野の冬の風物詩などと言われた「東光寺大根」は「練馬大根」の流れを受け継いでいる。全体的に細く、首の所は10円玉くらいの太さで、辛味が多く少し苦みがあり、食感がパリパリしているのが特徴で、漬物に適している。「江戸東京野菜」の1つである。

農家の中には自家で漬物にしているところもあり、庭先販売や市内の農産物直売所でも販売されている。

写真：日野市都市農業振興課

用語解説

<<あ行>>

NPO 法人日野人・援農の会

日野市が平成16年度から実施している援農市民養成講座「農の学校」の修了生が平成17年度に援農活動を行う任意団体として「日野人・援農の会」を結成。平成24年度からは、より活動を広げていくため、「NPO 法人日野人・援農の会」となった。令和5年3月現在、114名の会員が45戸の農家のもとで援農ボランティアとして活躍している。また、援農活動に加え、都市農業への理解を深める活動として、「援農・野菜栽培塾」も実施し、活動の幅を広げている。

援農ボランティア

農業者の高齢化などによる担い手不足を補うため、農業者のもとで農作業を手伝う市民ボランティア。

<<か行>>

家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。

家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係者の認識醸成が図られることから、農業を経営の観点から捉える上で重要な取り組みとなっている。

学校給食供給コーディネート制度

学校給食への地元農産物の供給にあたり、生産者と栄養士を繋ぐ役目を果たす制度。コーディネーターは、学校給食への日野産農産物供給にあたり、地区を越えた供給量の調整、クレーム対応などを行い、各小・中学校の学校給食における日野産農産物利用率の増加に貢献している。

学校給食地元農産物供給事業

学校給食へ供給する農産物の安定供給と日野市の農業振興を図るため、昭和58年に開始された事業。農業者の出荷のしやすさと、地産地消・食育の推進に寄与している。日野市では令和5年4月現在、東光寺地区・堀之内地区・平山地区の35農家が、市内全小中学校25校の学校給食に農産物を出荷している。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

経営耕地

調査期日現在に農業者が経営している田、畑、樹園地であり、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としている。(2020年農林業センサス)

契約栽培システム

農畜産物の生産者(日野市では農家各地地区代表)と需要者(日野市では小中学校学校長)との間に、あらかじめ売買(先買権)を約束(契約)して生産を行う農業。

日野市では、平成17年度より学校給食で契約栽培制度を導入しており、令和5年度現在7品目を対象としている(ニンジン、長ネギ、リンゴ、ダイコン、キャベツ、玉ねぎ、ジャガイモ)。リンゴは出荷キロ当たり+40円を、その他の契約栽培品目は出荷キロ当たり+60円を、平成21年度以降は、契約栽培品目以外の農産物にも+20円を奨励金として補助。

<<さ行>>

市民農園

会社勤めの方など都市の住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培するための農園。

なお、「市民農園整備促進法」において、市民農園は、①特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸し付けられる農地、②賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地(農園利用方式)、③これらの農地に付属して設置される農機具収納施設等を合わせていうこと、とされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例(転用許可不要)や、都市計画法の特例(開発許可が可能)等といった措置が対象となる。

日野市では、市民農園条例により、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活に資するとともに、都市環境を保全するために開設している。

食育

食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものとして平成17年制定の「食育基本法」により位置付けられ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進している。日野市では、「日野市みんなで進める食育条例」を基に、「ベジ活350(サンゴーマル)両手山盛りいっぱい」を習慣に、「1日350gの野菜を食べよう。」をキャッチフレーズに食育を推進している。

食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。

循環型農業

農業に用いられる肥料や農薬、農具などを地域で循環利用すること。畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用したり、農業で出るゴミを循環利用したりすることで、環境に配慮しつつ持続可能な農業を目指すもの。

生産緑地

生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。

市街化区域内にある農地等で、①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当な効果があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること、②500㎡以上の規模の区域であること※、③用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること、④相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること、に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。(生産緑地法第3条)

さらに、生産緑地は他の市街化区域内にある農地に比べると、固定資産税の負担額が数十分～数百分の1にまで軽減される優遇措置が取られている。

※平成29年の生産緑地法の改正に伴い、日野市では面積要件を300㎡に緩和している。

生産緑地法

昭和49年に制定された法律で、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

<<た行>>

多面的機能

農業が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。洪水・土砂崩壊の防止、生物多様性の保全、伝統文化の保存などが挙げられる。さらに都市においては、緑地環境として良好な都市環境を保全し、生活に潤いを与える場所としての機能なども持っている。日本学術会議が平成13年11月にまとめた「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」では、農業の多面的機能の評価は年間8兆円と試算された。その後、平成27年度に東京都産業労働局がまとめた「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査報告書」では、東京都における都市農

業・農地の多面的機能の評価は2,465 億円/年と試算されている。

地産地消

地産地消とは、「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいなどのメリットがある。

この動きは、消費拡大や農業振興だけでなく、食文化への理解、地域資源の再発見などを促し、地域の活性化につながるものとして注目されている。

東京都エコ農産物認証制度

安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を推進することを目的とした制度で、農業者が土づくりの技術や化学農薬・化学肥料削減の技術を導入して化学農薬と化学肥料を削減して生産する農産物を、都が認証するもの。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証。

生産者は、認証された農産物のパッケージなどに認証マークを付けて販売することが出来る。都は、認証農産物の残留農薬の調査や栽培履歴、生産状況等の確認を行い、その結果を都民に情報提供する。令和5年1月現在、東京都で認証された東京都エコ農産物認証者は528人。内22人が日野市の認証者。

特定生産緑地

平成29年の生産緑地法の改正により開始した、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地について、農地として保全することが良好な都市環境のために有効であるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる時期を10年間先送りに、さらにその間税制優遇が受けられる制度。

生産緑地の多くが平成4年に指定を受けたため30年目にあたる令和4年に多くの生産緑地が解除されることが予想されていた(通称「2022年問題」)。日野市では、令和3年12月時点で現在89.4%の生産緑地が特定生産緑地に移行している。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が行える新たな仕組みとして平成30年9月に制定された法律。都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能をもっており、農業従事者の減少・高齢化が進展する中、これらの機能を発揮させていくためには、貸借により都市農地を有効活用することが重要である。

日野市では令和5年11月現在、累計で19件の貸借が成立している。

<<な行>>

認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」(5年後

の経営目標)を市町村に提出して認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。再認定はない。

日野市では、令和4年度末現在、2人の認定新規就農者が活躍している。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者をいう。認定は平成5年から行われており、5年ごとに再認定を受ける。令和4年3月末現在、全国で約22万人が認定を受けている。認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が行われる。

日野市では、平成16年度から導入しており、令和4年度末現在、52人の認定農業者が活躍している。

農業委員会

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため原則として各市町村に設置されている。農業委員会の法定事務としては、農地法などの法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項、農業経営基盤強化促進法などにより、その権限に属させた事項、土地改良法などの法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項がある。法定外事務としては、農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項、農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事項、農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項などがあげられる。日野市の農業委員は15名で、関係団体からの推薦による委員11名、公募による委員4名の計15名が市長から任命される。

農業協同組合(JA)

農業協同組合(JA)は、人々が連帯し助け合うことを意味する「相互扶助」の精神のもとに、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合。この目的のために農協は、組合員の農業経営、技術指導や生活についてのアドバイスを行うほか、生産資材や生活に必要な資材の協同購入を行ったり、農産物を共同で販売したり、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置などを行ったりしている。また、貯金や融資を行う信用事業や万一に備える共済事業など、様々な事業や活動を行っている。さらに、最近では、高齢者への福祉活動や学童農園への支援、共同直売所など地域社会とのつながりを強める活動に取り組んでいる。東京南農業協同組合(JA東京みなみ)の管轄する3市＝日野市、多摩市、稲城市。

農業経営基盤強化促進法

効率的で安定的な農業経営の育成を図るために、経営の改善に取り組む農業者に対して、農地利用の集積・経営管理の合理化・農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。昭和55年制定。日野市では、この法律に基づく「日野市農業経営基盤強化促進基本構想」を平成16年度に制定(令和5年9月改定)した。日野市の農業の将来を担う中核的な農業者として経営基盤強化に向けた支援を行っている。

農業体験農園

都市住民が入園者として農業体験ができる市民参加型の農園。農業者が経営する農園のため、耕起や作付け計画の作成から、施肥、農薬散布の方法と時期、そして収穫期にいたるまで、農業者自らが決定し、農園利用者に指導する。利用者は、全くの初心者でも、プロの農家を作る野菜を収穫することができる。日野市では計4農園が開設されている。

農の学校

近年、都市化の中で、自然とのふれあいを望む市民も多く、市民団体による「援農」活動が動きはじめている。これらの状況を踏まえ、日野市では市民の方々がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として、「農の学校」(校長＝日野市長)を平成17年2月に開設し、月2～4回の農業実習と月1回の座学を行っている。講師は、日野市農業委員会委員など市内農業者が行っている。JA職員やNPO 法人日野人・援農の会も運営に協力している。1年間のカリキュラム修了後は、農家のもとで援農ボランティアとして活躍している。

農林業センサス

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。

すべての農家を対象に調査票により、その農家の農業について調査を行う、いわば農業版の国勢調査のことである。昭和25年に、国際連合食糧農業機関(FAO)が提唱した1950年世界農業センサスに日本も参加し、現在の農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農林業センサスに参加し、その中間年次に日本独自の農業センサスを実施している。つまり、2000年、2010年など、ゼロの付く年に行われるのが「世界農林業センサス」で、1995年、2005年など5の付く年に行われるのが「農業センサス」である。

農福連携

直ちに一般就労が困難な方が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。農福連携に取り組むことで、直ちに一般就労が困難な方の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。近年では全国各地で様々な形での取り組みが行われ、日野市では令和5年現在、計6件の事業が行われている。

<<は行>>

販売農家

経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。
(2020年農林業センサス)

日野市農業基本条例

農業に関する基本理念を定め、日野市の責務を明らかにするとともに、農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業経営の安定化と市民への新鮮で安全な農産物の供給促進を図り、市民及び農業者の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的として、平成10年に制定された。

日野市農業懇談会

平成10年に制定された「日野市農業基本条例」に基づき、農業施策の推進について調査し、意見を求めるため、市長の付属機関として、日野市農業懇談会を設置している。

委員は、公募市民3名、日野市農業委員会委員2名、農業協同組合の代表2名、その他行政機関の代表2名、農業者3名で構成されている。

日野地域未来ビジョン 2030

「日野地域未来ビジョン」は、「第5次日野市基本構想・基本計画」の後継として策定された日野のまちがたどってきた変遷や社会背景、私たち自身が2030年(令和12年)に起きていてほしい変化とは何かを基にして、私たちで向かっていく大きな方向性を共有するものであり、その時々その現場において活動していくための指針。『5つの行動指針』(①未知をおもしろがる、②ごちゃまぜの場を増やす、③自分たちでつくる、④次の世代につなげる、⑤自分らしく働き続けられる)を、暮らしや仕事、活動の場など現場において問いとアクションを考える際のヒントとして設定している。

ブランド化

商品や産物が他の類似品と識別するために商標をつけ差別化すること。その地域の特長を生かした特産品など、その物をブランドとして考える「商品ブランド」や、その地域に存在する自然・歴史・文化・産業など地域の魅力すべてを含めた、地域そのもの全体をブランドとして考える「地域ブランド」に関する取組みを挙げることができる。

防災協力農地

農家が所有する農地について、市町村が農地所有者等と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地、資材置き場等として利用する内容の協定を自主的に締結する取り組み。

防災兼用農業用井戸

通常時には農業用水として使用し、災害時には周辺住民へ生活用水等として井戸水を供給する井戸。生産緑地の保全のための整備、防災空間機能の強化として、東京都と連携し日野市では令和4年度末現在、計19か所が整備済み。

<<ま行>>

みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)

令和4年に施行された、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

<<や行>>

用水守制度

日野市内の用水路、河川、湧水地について、登録されたボランティアが市と連携・協働により水辺の維持管理活動を行う制度。あらかじめ活動範囲を決めてもらい、清掃・保全・緑化等を行う制度として平成14年度より実施。登録資格は、個人・自治会・市民団体等。市ではボランティア袋の配布、必要な用具の貸し出しを行うほか、ボランティア保険に加入。令和5年4月1月現在、16団体263人が登録している。

第4次日野市農業振興計画・前期アクションプラン

—みんなの個性が輝く次世代の農業へ—

令和6年 月策定

編集・発行 日野市産業スポーツ部都市農業振興課

〒191-8686 日野市神明1-12-1

電話 042-514-8447